

予算特別委員会記録

○日 時 令和5年3月15日 午前9時30分～午後5時12分

○場 所 議 場

○出席委員

11番	中 原 重 信	委員長	2番	眞 茅 弘 美	副委員長
3番	上 迫 正 幸	委員	4番	沖 園 強	委員
5番	禰 占 通 男	委員	6番	城 森 史 明	委員
7番	吉 松 幸 夫	委員	8番	豊 留 榮 子	委員
9番	立 石 幸 徳	委員	10番	下 竹 芳 郎	委員
12番	東 君 子	委員	13番	清 水 和 弘	委員
14番	吉 嶺 周 作	委員	議長	永 野 慶 一 郎	

【議 題】

議案第7号 令和5年度枕崎市一般会計予算
[消防費～予備費] [歳入] [総括]

【審査結果】

議案第7号
議案第7号に対する修正案（賛成多数）
修正部分を除くその他の部分 原案のとおり可決すべきもの（賛成多数）

〔消防費～予備費〕

○委員長（中原重信） 予算特別委員会を再開いたします。

本日はまず、消防費から予備費までの審査に入ります。

予算書の114ページから148ページまで、あらましの15ページから18ページまでになります。

それでは審査をお願いいたします。

○13番（清水和弘） あらましの15ページ、ここに教育費にインクルーシブ教育システム構築のための地域支援事業とあるんですけど、この内容についてお願いします。

○学校教育課長（中村克己） インクルーシブ教育システムの構築のための地域支援事業でございます。

本市では、本年度から特別支援教育の充実を図るために様々な支援を行っております。

特別支援教育支援員の増員をはじめ、必要な支援員の配置、医療的ケアの必要な子供たちの対応を図るための特別支援教育、看護業務支援員等の新しい配置も行っております。

また、教職員の特別支援教育に関する知識や技能を高めるための研修を企画したり、これが新しい事業になりますが、地域や保護者の特別支援教育の理解を図ったりするために、教育委員会として独立行政法人特別支援教育総合研究所、東京にあります。こちらと協同し、先進的な取組を行っている地域の事例を学びながら、本市の課題等の解決に努めるために、そこの連携を図るために本市の指導主事等を東京に派遣し、そこでまた支援を受けたり、あるいはその研究所から職員を派遣していただいて、本市の特別教育支援に関する指導を受けたりということで、事業としましては、そこに出向く旅費としての予算計上、向こうから来る旅費については向こう側の独立行政法人が支援していただけるということで、本市としましては1年間研究をしまして、その結果を東京で発表するというような形で来年度、その経過等について本市の取組を全国に発表するというような事業でございます。

○13番（清水和弘） 特別支援教育支援員と言われましたけど、これは枕崎市教育委員会で1人ということなんですかね。

○学校教育課長（中村克己） 特別支援教育支援員というのは、各学校に配置している支援員でございます。現在22名配置しております。来年度は25名のうち、1人は看護業務支援員という形で、今年からすれば3名追加になります。2人が支援員で、もう一人が特別な資格、看護師資格を持った支援員を1人配置するというような形です。

○13番（清水和弘） 今25名ですか、言われました子供の生徒数によって決めとるんですかね、これ。どういう形で人数は決めたんですか。

○学校教育課長（中村克己） 特別支援学級と別にですね、通常の学級で特別に支援が必要な子供というのを各学校から上げていただいております。

校内の支援委員会でこの子にはどうしても支援が必要だということで、その学校別の数によって、あるいは、落ちつきがなくてすぐ飛び出したり、危険な行為に及んだりする子供には、1対1で配置したりしますが、各学校の状況によって配置数は変わっておりますが、そこは学校と教育委員会でしっかり検討して配置をしているところでございます。

○13番（清水和弘） ここ数年の間です。この子供のいじめとかそういうものが発生しとるんですかね。以前はですよ、各学校でいじめとかいろいろあったんですよ。それは、現在の状況はどうなっているんですか。

○学校教育課長（中村克己） 各学校のいじめの件数等については、それぞれ各学校で毎月アンケート等とか、あるいは生徒の訴え、職員の発見等によって子供たちのトラブル、人間関係のトラブル、それを子供たちがいじめと捉えたらもう、当然いじめとカウントしていくわけですが、それについては、件数というよりもトラブルをどう解決していくか、子供同士でどう解決してい

くか、あるいは周りの大人がどう支援していくかということで、失礼かもしれませんが、数が多く解決するという解消率に努めていくことが大切だと思いますので、逆に言うとゼロというほうが見逃していないかということになりますので、我々とすれば、とにかく1件でも多く発見して1件でも多く対応するというような形で対応しておりますので、学校にはたくさん子供たちのサインを見届けて解消に努めてくださいという形で動いているところでございます。

○13番（清水和弘） 私のところにも相談が来たりしとるんですけどね。親からのいじめっていうのは多数聞いとるんですけど、そのような実態は把握されとるんですか。

○学校教育課長（中村克己） 親からのいじめというか家族内のトラブル、当然、思春期であります子供たちの状況によってはやっぱり反抗期というかそういうような状況でもあったりしますので、親とのトラブルについては、教育相談等で担任がしっかり聞き取って、必ずその間に管理職も含めて親との間の調整に入っているところでございます。

ただ、福祉的な支援が必要な場合は、必ず福祉課と連携を取りながら、これが虐待に当たるのかどうか、ネグレクトに当たるのかどうか、先日もお話ししましたが、要保護児童対策地域協議会上げて、その家庭については複数のいろいろな機関で対応しているケースもございます。

○13番（清水和弘） これ最後にしますけどね、私のところにも親からのいじめで困っている子供はおるんですよ、何名も。だから、そういうのにやっぱり教育委員会として何か対応してくれとるのかなというのが心配でこうして今聞いとるんですよ。その辺も子供たちからの話を十分聞いてやってですね、対応していただきたい。これはもう要望しときます。

○10番（下竹芳郎） インクルーシブ教育ですが、さっきもありましたけれども、支援が必要な児童生徒、必要でない児童生徒、児童生徒と保護者の双方のやっぱり理解、そこが一番大事だと思うんですけど、その辺はどう考えますか。

○学校教育課長（中村克己） おっしゃるとおりでございまして、一番のやはり大きな課題というのは、地域、保護者の方々の特別支援教育に関する理解ということですね。そこが一番大切なことでございます。まずは教職員の特別支援教育に関する意識、知識、技能を高めていかなければならないと。

今ニーズが高まっております。その中で、来年度、全教職員を対象にしまして、8月に本市の全教職員は特別支援教育に関する専門的知識を持っている方に来ていただいて、特別支援教育あるいはインクルーシブ教育について来年の夏に研修を開く予定でございます。その中で、保護者の理解という形で本市では夏、秋に就学指導の相談会を実施しております。夏3回程度、秋3回程度、その中で本市の特徴的なものは、相談員が2人体制で1人の御家族に対して、子供と保護者に対して2人の相談員がそれぞれ別々に対応して、総合的にその子のよりよい就学環境というものについて検討をし、就学先の決定をしております。

その中で、やはり保護者が学校ではない専門家の方々に相談することによって、自分のお子さんの得意分野、不得意分野、そういうところをしっかりと把握をして、よりよい就学先について相談した後、決定につなげているというところですので、そういう専門的な方々を呼ぶことによって理解が深まっていったのかなあと、そう考えているところでございます。

○10番（下竹芳郎） 就学前の保育園、幼稚園の生徒たちは、そういう子供たちがいても、そういう子供たちの個性として捉えて受け入れるという話なんです。だから、幼少期からそうしていけばいいのかなと思うんですよ。難しい問題ですけど、構築をお願いします。

○4番（沖園強） 第2期子ども・子育て支援計画でも年3回の教育支援委員会を開催していると。先ほど秋3回、夏3回というようなことなんです。この特別支援委員会のメンバーと特別支援連絡協議会のメンバーはどうなっているの。

○学校教育課長（中村克己） 特別支援教育支援委員会というのは、就学先を決定するに当たっ

て、学校関係者、福祉関係者、それから養護学校、そのような方々、それから児童相談所等の福祉関係者に来ていただいて、相談の内容等、保護者の意向、それから学校の見立て、相談者の意見、三者からの意見を総合的に皆さんで話し合っ、て、よりよい就学先っていうのはどこなんだろうかということを経最終的には御意見をいただいて、教育委員会が就学先の決定をするという形になります。そこには、特別支援学級の先生も、担当の先生も入っ、ていただいているということでございます。

○4番（沖園強） 教育支援委員会と支援連絡協議会ってあるんですけど。

○学校教育課長（中村克己） 先ほど言ったメンバーは特別支援の支援委員会でございますが、連絡協議会は、療育等の施設の職員にも代表にも入っ、ていただいているということでございます。

○4番（沖園強） そうすると、メンバー構成は大体分かったんですけど、人数はどんぐらいいるんですか。

○学校教育課長（中村克己） 支援委員会が24名でございます。それから連絡協議会は28名でございます。

○4番（沖園強） 第2期の枕崎市子ども・子育て支援事業計画、非常に教育委員会、建設課、福祉課、健康課、全て網羅しているんですよ。そのことは一応評価しておきたいと思っ、ています。

○14番（吉嶺周作） 先ほど特別支援員が22名から25名が次年度って言ったんですけど、それだけ支援が必要な生徒は4小4中で25名になるということになるんですかね。

○学校教育課長（中村克己） 支援は年々増えております。その理由につきましては、支援対象者がやはり年々増加しているということが言えております。

通常の学級に在籍する支援が必要な子供たちにつきまして、令和2年度から御紹介いたしますが、小学校が令和2年度が82名、令和3年度が129名、令和4年度が136名、来年度は151名、これが小学校です。

中学校が、令和2年度が42名、令和3年度が63名、令和4年度が57名、令和5年度が53名、トータルで124、192、193、204ということで、4年間で204名まで約100名近く増えていっ、ていくという状況ですので、支援員の増員をお願いしているところでございます。

○14番（吉嶺周作） 支援が必要な生徒も、軽度な人もいたら重度な人もいると思うんですが、内容としてはどういった支援をしているんですかね。

○学校教育課長（中村克己） 子供たち、特に小学校の場合は低学年から落ちつきがないというか、じっと座ってられないという子供たち、それだけでよければいいのですが、飛び出してしまったり、興奮してパニックになってしまったりという子供たちがいますので、小学校には支援員を多めに配置しているところでございます。

中学校のADHD、特に多動と注意欠陥とあるんですけども、多動は先ほど言ったように飛び出したりする子供たちを追いかけていって危険がないようにする、あるいは落ちつかせるということですが、今度は注意欠陥はちょっとぼうっとしてしまっ、て、今どこをやっているのかとか、あるいは今どう進んでいるのかとか、今から先どう動いていいのかと先が見通せない子供たちに対しては、支援員が今こうするんだよというところで横についてアドバイスをし、てあげたり、今すべきことについて支援をしてあげたりとかそういうような形で、発達段階とかその程度、レベルに応じて支援員の働き方というのはやはりちょっと変わってくるというところでござい、ます。

○14番（吉嶺周作） それで、本年度の新規事業で約11万の予算なんですけど、派遣で旅費、これは11万は少ないような気がするんですが、何名分で、どこに行く旅費になるんですかね。

○学校教育課長（中村克己） 教育委員会の担当指導主事が東京の独立行政法人の研究機関に向っ、て、まずはアドバイスをいただいたりとかするんですけど、行く旅費というのは、発表に行く、報告会に行くということが一番の目的で、あとはオンラインであったり、あるいは向こうの方々が向こうの予算で来ていただいたりという形でお手伝いをいただいているところでござい

ます。

○14番（吉嶺周作） そうすると、1人分の東京1回の旅費っていうことでいいんですか。

○学校教育課長（中村克己） そのとおりでございます。

○12番（東君子） 支援をしなければいけない子供たちが年々増えていっているということで、教育現場も大変だと今把握したんですが、そういう子供たちが増えていっているという理由を教育現場としてはどう分析をされていますか。

○学校教育課長（中村克己） これは本市だけに限らず、全国的な増加傾向、鹿児島県も当然そうなんですけれども、やはり一番は特別支援教育に対する保護者、それから一番保護者の理解が深まった、それからそこに通級する、就学することへの地域、その理解も深まった。それから、保護者がやはり自分のお子さんの状況を鑑みて、今通常学級がいいのか、特別支援学級がいいのか、あるいは特別支援学校がいいのか、様々な機関に相談しながら、この子にとってよりよい教育環境はどこなのかというような意識が非常に高まったということが一番の増加につながっていることではないだろうかと考えているところでございます。

○12番（東君子） いいふうに考えれば、今までは塞いでいたっていうか、自分の子供に対してそういうところを見ないように、言わないようにしていたところが正直に出せるような、そういう教育現場っていう時代に、1つはいいふうに考えればなってきたのかなっていうふうにも考えていますが、そういうような理解でよろしいのでしょうか。

○学校教育課長（中村克己） はい、そのような理解でよろしいかと思えます。

特別支援教育の目標につきましては、子供たちの1つの個性と捉えることが大切でありまして、やはり自立です。社会的な自立を図っていくために、一人一人の今いいところ、それから伸ばさなければならないところ、特別支援学級とか特別支援学校によってその子が生き生きと自分の生き方について振り返りながら、いいところはさらに伸ばし、そして不得意分野についてどうやって社会的自立ができるかを訓練していきながら、そして、将来的には社会的自立をすることで、子供たちにとって幸せな場所だと考えているところでございます。

○教育長（木之下浩一） 補足をいたしますけれども、今、本市も含めて全県的に大きな教育課題というのが、この特別支援教育の課題です。

例えば、本市でいえば、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒が全国が8.8%なんです。通常学級にいる、ちょっと支援しているのは。ところが、本市は14.6%と高いんです。これを本市はやはり教育課題と捉えます。

それから、保護者の方も非常にこの子育てについては悩むところでもあると思いますので、来年度、教育委員会に特別支援教育の専門の指導主事を1人増員をしたいと考えているところです。この指導主事を増員することによって、各学校への教職員の指導、それからお困りの保護者の方への相談業務、そして福祉との連携、このあたりが確実にできていくのじゃないかと期待をしておるところです。

来年度のことを申しますけれども、特別支援学級には知的学級、情緒学級、病弱というのがあるんですけれども、小学校で学級に入る予定が89人、知的、情緒、病弱合わせてですね。それから、中学校は知的、情緒合わせて26人。

学級数を申し上げますと、小学校で特別支援学級だけで16学級、中学校で8学級、合計24学級の特別支援学級をつくる予定でございます。

ちなみに、通常学級で申しますと、小学校が31学級であります。31学級プラス16学級が小学校の学級と。それから中学校では、通常学級が17学級、それプラス8学級が中学校の全学級ということになりますので、これを非常に重い課題と受け止めておりますので、非常に力を入れて支援をしていきたいと思っておりますし、また研究を進めていかなければなりません。

それから先ほど出ました特別支援学級に在籍する子供と、通常学級にいる支援を要する子供、

特別支援教育支援員は、特別支援学級には担任がおりますから、主にその担任が面倒を見ていきます。ところが、通常学級でいけば、40人の子供を1人の担任が見ております。その中に支援を要する子供がいると、なかなか授業が進まなかったり、学級経営が難しくなったりします。そこへ特別支援員を入れていくということになります。

ですから、吉嶺委員が質疑をなされた25人なんですけれども、25人支援を要する子供ではなくて、それ以上いるのです。ですからもっともっと支援員が欲しいのですけれども、いろいろな事情がありますので、本市の実態もありますので、今年は25人でお願いしているところです。

○5番（禰占通男） 今ここのインクルーシブと次ページの17番のスクール・サポート・スタッフ、これってというのは何か関係するんですか。

○学校教育課長（中村克己） スクール・サポート・スタッフとは、全小中学校に1人ずつ配置をしているスタッフでございます。このスタッフにつきましては、教職員が児童生徒としっかり向き合い合えるように、担任の業務を補佐するためにスクール・サポート・スタッフとして配置しているところでございます。

例えば、印刷業務があったり、プリントを印刷したり、そのような時間をそちらの方々にお願いして、生徒たちに直接向き合う、例えば昼休みに一緒に遊んであげたり、あるいは学習の補助をしてあげたり、そういう時間、子供たちと向き合うための時間を確保するために、担任業務の先生でなくてもよい仕事についてお手伝いをいただくというのが、スクール・サポート・スタッフといわれるものでございます。

○5番（禰占通男） それって兼務というのは可能なんですか。今、一応研修をいろいろして、担任だったら各教室に1人かそれ以下か、それとも学年で担当するのか。それで今言っていた先ほどから問題になっているこの難しい言葉だけどインクルーシブっていうこれと兼務とかそういうのはどうなんですか、可能なんですか。

○学校教育課長（中村克己） そもそも、特別支援教育支援員とスクール・サポート・スタッフは業務内容が別々のものでございます。先ほどありましたスクール・サポート・スタッフは、担任の業務について、子供とは向き合いません。担任の業務のお手伝いをする。例えば環境美化とかコロナ禍の中では消毒作業、学校の机とか椅子なんかを消毒していただいたりとか、そのような形の、担任業務あるいは学校の補助としてしていただけるもので、特別支援教育支援員に関しては、学級に入っていて、一人一人の子供たち、支援が必要な子供たちの支援を行うということは、子供に向き合うという仕事になりますので、そもそもの業務が違います。兼務という形はできないということでございます。

○5番（禰占通男） そうすると、インクルーシブとスクール・サポート・スタッフ、これは何か資格がいるんですかね、何か持っていないと対応できないとか。

○学校教育課長（中村克己） いずれにしても資格は必要ございません。

募集をかけるときに、子供たちに対する支援をしたいという動機とか、これまでの経験とか様々、募集要項の中に示しますので、その中で判断していく形になります。

○5番（禰占通男） もう一点、副担任というのはどうなるの。

副担任というのは各クラスに1人なの、それとも学年で決まっているんですか。

○学校教育課長（中村克己） 学校規模にもよりますが、中学校においては副担任制度というのがありますが、小学校においては、副担任という形で全ての学級に副担任がいるわけではございません。

○12番（東君子） 先ほどの教育長の話で気になったことあるんですけれども、支援をしなければいけない子供たちの中にですね、子供が1人、先生が1人ついていないと、とても危なっかしいという、そういう子供は今いますか。

○教育長（木之下浩一） いると思います。

ただそれは学校のチームとして、1人の教員とか支援員に負担がいくのではなく、みんなで見ていくという形で、今はしのいでいるところですが、正直なところ、もっともっと教職員の数が欲しいですし、それから支援員の数も欲しいと、これは私の正直な気持ちであります。

なかなか教職員、支援員が無理をしているという実態がありますので、それは御理解いただければと思っております。

○12番（東君子） 子供たちだけではなくて、保護者の方々、やっぱり昔とすると全然違ってきていると思いますので、いろんな要望を出されてですね、教育現場がいいふうになっていけばいいと思います。以上です。

○9番（立石幸徳） 私も総括のときにでもと思ったんですけど、今特別支援の関係、前教育長時代から教員不足という中で、特別支援に関わる教員の必要性が非常に出てきているので、なかなか教員不足ということは解消できないということも、前教育長もずっと言われていたんですね。

総括のときに聞きたいと思っていたんですが、まさに今出されている問題は、本市が次検討している保健センターに大きく関わる問題だと思っているんですよ。

というのが、一昨日の初日の審査のときですね、本市には子育て世代包括支援センターは健康課が設置しているけど、福祉サイドのいわゆる児童福祉法に関わる子ども家庭総合支援拠点、これはないんだと。そうすると、この子ども家庭総合支援の業務は、まさに今教育の問題と言われている、要支援児童及び要保護児童等への支援業務ですよ。

そうしますと、本市が先ほど教育長が言われた、ずっとその支援対象者が増えてきている。この福祉サイドの子ども家庭総合支援拠点が設置されていないことと、私は大きく関わっているんじゃないかと思えますよ。

だから福祉サイドの要支援児童あるいは要保護児童、ここら辺の対応ちゅうのはどうなっているんですか。

○福祉課長（福永賢一） 要保護児童対策地域協議会におきまして、委員がおっしゃるように、子ども家庭総合支援拠点は設置しておりませんが、相談受付業務などの実態としては、業務を担っております。

福祉課として、要保護児童対策協議会の調整担当、事務局として要保護児童等の把握をするに当たって、年に3回、学期ごとに各小学校、中学校を訪問いたしまして、そういった支援が必要な家庭児童の子供についての情報共有をさせていただいております。

保育所、幼稚園等につきましては、3か月に1回程度訪問して、同じように状況把握をさせていただいております。

あと健康センターの保健師については、健康課長も以前答弁しましたが、月1回あるいは随時情報共有をさせていただいているような状況です。

○9番（立石幸徳） あとは総括に譲りますけど、初日に保健センター設置事業に関わる資料ですね、この中で、子育ての包括支援センターと総合支援拠点を統合、一緒に一体化するという資料の中ですよ、こども家庭センターに求められているのは、①ですよ、サポートプランをつくるんだと、今後ですね。ここまで踏み込んでいるわけですよ。

ですから、本市の要支援あるいは要保護、教育上の問題を含めてですね、現在はいろんな相談を受けたり、その対応としてこういう形でこの子供は対応していきましょう、育てていきましょうというそういう実際上の計画とかは、現在はどういう状況になっているんですかね。

○福祉課長（福永賢一） 支援が必要な家庭の方向性とかそういう対応につきましては、個別支援会議等を開いた上で、各関係機関と情報共有し方向性を定めて、支援方法、どこの機関がどのような支援を担うというような対策、対応をさせていただいております。

個別ケースの記録等については、調整担当で管理をしているところですが、今後につきましては

も、そういったこども家庭センターという形になると、それを集中管理といいますか、情報共有を密にしていくということになると考えております。

○9番（立石幸徳） 総括でですね、この包括支援センターあるいは総合支援拠点に関わる歳入もありますのでね、そこで聞きますし、総括でもまたまとめを聞きます。

別な問題でですね、今度あらましの枕崎小学校の長寿命化の関係が1億7,000万ぐらいですか、出されているんですけども、この内容を聞きたいんですけど、今現在……。 （「何ページになりますかね、あらましの」と言う者あり） いや、あらましの枕崎小学校の長寿命化ですよ。あらまし17ページ26番ですよ。

現在、学校の校門入り口にこの関係の、仮に校舎といいたましようか、仮のものができていますよね。これは年度内にできるわけですか。それでその新しく造る校舎、その内容を取りあえず説明いただきたいと思えます。

○教育総務課長（宮原司） 枕崎小学校の長寿命化につきましては、今現在建てているものについては、本年度、来週で一応完成する予定なんですけど、これは仮設校舎ということになります。

一番奥が21号棟になるんですけど、一番奥の職員室がある教室、特別教室となるんですけど、その工事が来年度予定されておりまして、ここについては来年度全面リニューアルをする内容の工事をいたします。

なので、今から来週工事が終わったら、職員室等を全て仮設校舎に移動をして、来年度向こうの21号棟を全面的に改修し、配管、全て屋根防水、外壁改修、中の内部改修含めて全て工事をする予定となっているところです。

○9番（立石幸徳） そうしますと、新しい校舎には授業用の教室はできるわけですか。

○教育総務課長（宮原司） 現在、特別教室棟になりますので、あるものが理科室、音楽室、調理室があります。1階には、事務室、校長室、職員室、主事室となっていますので、そこを基本的には面積等を変えずに、同じ中身を全面的に全部改修しますので、教室はそのままの状況ということでございます。

○9番（立石幸徳） まず、新しい校舎ちいいたましようか、その学校に使うための校舎が授業用の教室ではなくてもですね、今度できるわけですけども、枕小に特化しますけども、将来のいわゆる児童数と見合った形の教室、当然少子化ですので、教室が足りないちゅうことにはならないと思うんですけども、その辺の見通しちゅうのは、どうなっているんですかね。

つまり市長の施政方針でも最初書かれていた本市の出生数ですね。これは校区別のデータもいただいているんですけど、令和4年の全体の数が73名ですけど、枕崎校区はそのうち30名ですね。立神校区20、桜山16、別府は7名で、令和4年に生まれた方々が一応そのままの校区に住むとなると、もう全小学校が1学級以下ということになるんだらうと思うんです。統合もありましようけどね。

そういった実際の出生数との推移で、学校の教室がどういう形で配置しなければならないかというその辺は検討はなされているんですか。

○教育総務課長（宮原司） 枕崎小学校で申し上げますと、今現在基本的に仮設校舎ですので、校舎自体は増やさないと。

近くで見える14号棟というのがございますが、そこについては長寿命化計画の中で、取り壊すということの方針として決めておりますので、長寿命化が終わったらそれに取り組んでいく予定としているところです。

ただ出生数が減るといっても、特別支援の関係で先ほどありましたが、実際空いている教室については、特別支援の教室を若干、1つ2つ増えていく状況もございますので、今のところは教室については、現状のままで対応していきたいということで考えているところでございます。

○9番（立石幸徳） 私は教育の関係で最後にですね、学校給食のことでお尋ねをさせていただ

きますが、初日にもちょっと触れましたけど、お隣の南さつま市も学校給食費無償化、今度本市は給食費の口座振替を予算で出していますけどね。南九州市もそういう対応すると。

そういう中で、今まで学校給食無償化についての市議会の中でのやりとりです、これは学校給食法に基づいて対応していますと。いわゆる給食を作る設備もろもろについては自治体で設置をするけど、食材については保護者に負担していただくというのが給食法の規定だと。しかし今現在ですね、コロナの影響もあるんでしょうけれども、食材費そのものをもう自治体が支援しているわけですね。

つまり学校給食法では食材費は保護者負担だと。しかし、こういう食材費が上がってきて、自治体はその分を出しているわけですよ。そうしますとね、何を申し上げたいかっていうと、この学校給食法というのは、もう空文化といっちゃいましょうか、全然法の規定を逸脱しているんじゃないかと思っているんですよ。その辺について教育委員会はどういう見解なんですか。

○教育総務課長（宮原司） 一般質問の中でもそこについてはお答えをしたところですが、学校給食法11条に規定されているが、おっしゃられるとおり給食費を無償化しているとか食材費を提供している自治体があるということでございますが、これについては、学校給食法が施行される昭和29年9月28日の文部事務次官通達において、自治体などが食材費を負担することは禁じ得ない旨を明記されております。

その件で無償化、食材費を提供してもいいということから、それぞれの自治体の実態に応じた判断で実施しているものと考えているところです。

○9番（立石幸徳） だからそれぞれが判断して、無償化もできるんですということであればいいけど、給食法を前面に出してですね、食材費は保護者負担、保護者負担法でそうなっているんですけどいう物言いはですね、ちょっと違うと思うんですよ。

だから今度コロナで、本市もでしたけれども、実際食材費そのものを負担しているわけですよ。一部であろうが、少なからうがですね。もうきちっと整理をして、本市はどうするかということを検討していただかないと、学校給食法なんかをそのバリアにしてですね、壁にして、その給食費無償化は駄目ですってということにはならないと思います。だから今もう全国的にも給食費無償化というのは非常に増えている。それはひとえにその給食法の根拠が相当崩れてきていると見たほうがいいと思うんですよ。

そこで本市の学校給食無償化という意味では、何か検討のための何らかの協議を始めているのかいないのか、その辺を最後に聞いておきます。

○教育総務課長（宮原司） これまで無償化については答弁したとおりでございますが、給食の無償化については、これまで検討したことはございません。

○4番（沖園強） 財政課長にお尋ねしますけど、給食費の業務委託をやっているんですけど、交付税関係で給食費に関しての基準財政需要額の捕捉っていうのはあるものですか。

○財政課長（籠原正二） 申し訳ございません。ただいまちょっと資料を持っていませんので、準備いたしますのでしばらくお待ちください（「総括でいいですよ」と言う者あり）。

○13番（清水和弘） あらましの16ページなんですけど、教育委員会のこの15番なんですけど、社会科副読本わたしたちの枕崎改訂と書いとるんですけど、この改訂というのはどのような状況になっていくんですかね。

○学校教育課長（中村克己） 社会科副読本わたしたちの枕崎市改訂ということでございますが、4年に1度の教科書改訂が行われます。

本市で作成している小学校3年生4年生の社会科の副読本、わたしたちの枕崎市というものを、教職員の社会科の代表がそろって編集委員会を組織して、枕崎市の地域の産業あるいはそこで働く人々、その工夫や努力について、取材等を行いながら作成する資料でございます。小学校3年生4年生の社会科の資料ということになります。

○13番（清水和弘） 今私はこの改訂っていう言葉にどうも引っかかるんですよ。

これまでの内容と今回改訂される内容はですよ、この産業の部分と言われましたけど、どのような形で変わっていくんですか。

○学校教育課長（中村克己） 特にもう4年もたつと地域の状況等が変わってきます。

例えば枕崎のお茶とか水産業とか、それから4つの地域、電照ギクも含めてですが、それぞれの地域の様子、暮らしの様子、それから枕崎の特産品とかそういうものについて、統計等も変わってきたり、特にまた先日も議会等でございましたが、大型冷凍庫等が港にできたりとか、ソーラーとかいろいろなものが4年たてば、特に変わってきますので、そういうような写真あるいは先生方がそこに取材に行って子供たちに紹介する様々な枕崎市の様子、暮らしの様子が変わったものについて、最新のものを先生方が取材をして写真を撮って、4年に1回程度で改訂していきますので、新しいものを子供たちに紹介していくというような形になります。

○13番（清水和弘） そういうことだったら、その昔の枕崎の基本的な部分を変えないと、そういう理解でいいんですね。

○学校教育課長（中村克己） はい、そのとおりでございます。

○6番（城森史明） 予算書の128ページの南薩地区中学校進路指導研究協議会というのがあるんですが、これはどのような活動をされているんですか。

○学校教育課長（中村克己） これは負担金でございまして、これにつきましては、南薩地区の進路指導、特に公立高校の募集定員とかそういうところの説明会とか、そういうところに出てくる資料とかあるいはそういうものに対する補助、負担金という形で支払っているところでございます。

○6番（城森史明） 活動はされていないんですか。具体的に例えば、一応協議会ってありますからその辺がいろいろなされているんじゃないんですか。

○学校教育課長（中村克己） 公立高校、こちらでいけば枕崎高校それから水産高校、中学校の進路指導の担当との連絡会というところで、話し合いあるいは学校見学、学校の状況等について話し合ったりする会議になってきます。

○6番（城森史明） 南薩地区って書いてあるんですけど、ということは、南九州市、南さつま市、指宿市とかその辺のところが入るんじゃないんですか。

要は私が言いたいのは、要は地元の高校に行かないっていうデータが出ていますよね。特に南薩地区は県内においてもひどい状況になっていますよね。

この公立高校の志願状況も出ましたけれども、そういう意味で南薩地区でそういうことがこの協議会なんかでね、話題にされてはいないんですか。

○学校教育課長（中村克己） おっしゃるとおり、公立高校は全県的にやっぱり募集定員を下回る状況でございます。

その中で南薩地区の高等学校が、産業フェスタという形でそれぞれの学校が輪番制で、その学校の特色ある教育活動を含めたそういうものを紹介するフェスタに行ったりして、本市の中学生も参加したりすることがございますが、そういうところに出向いて、南薩地区の高等学校のよさを実際見て、そして募集につなげていこうというような取組を行っているところでございます。

○6番（城森史明） まさにですから、非常に重要な活動になってくると思いますよね、これがね。

だけど7,000円っていう非常に少ない予算になっているんで、本当にそういう本来の活動が十分にできるのかなという危惧を持つんですが、その辺は公立高校は特に南薩地区が少ないっちゃうことがね、どのような形で教育委員会は考えておられて、それで南薩地区ではどのような話になっているんですか。薩地区全体ではどういう話がされているんですか。

○学校教育課長（中村克己） 年に1回、7月ぐらいに募集定員の説明会というのがございまし

て、南薩地区の中学校の校長先生方それから本市でも市長、それから議長にも御案内があったりするわけですが、全ての私立高校も含めて校長先生方、中学校の校長先生方に集まっていたいて、鹿児島県内も含めてですが、特に南薩管内の公立高等学校の状況等について説明がございません。

その中で、やはり定員割れをしている状況ということについては、懸念されるところではございますが、教育委員会としましては、まずは地元の学校に行っていただけるように子供たちが選択するように、まず管理職、校長先生、教頭先生方の研修会を交互に枕崎高校と水産高校で研修会を行って、その後校内の見学を行って、そして進路指導担当者も、枕崎高校それから水産高校で会を開いて、そして学校内の見学をさせたり、そのような形でまずは管理職も含めて進路担当の先生方に、地元の高校のよさ、それから特色、状況等について考えていただいて、子供たちに進路選択の中で、一つの選択肢として捉えてもらうように紹介するところではございます。

それから、枕崎高校、水産高校の研究発表がでございます。先日は水産高校がございましたが、コロナ禍でありましたが、オンラインで本市の指導主事がタブレットを持って行って、そしてその映像を撮って、それを各学校に生でライブ配信して、子供たちがそれを見る。そしてそれに対して質問を高校生にするというような形で、コロナ禍でなければ直接出向くということもあったんでしょうが、何かできないだろうかということで、タブレットで先輩たちの発表の様子を見て、そこで子供たちがこのような取組をしているんだということを知り、それもまた進路選択の一つの方法になればいいなということで、つなげているところであり、最終的には子供たちが行きたい学校、自分を生かしたい学校、そのような学校の選択肢となっていきますので、当然ふるさとに返すという枕崎市教育委員会の目標でもございますので、ふるさとのために何かやっぱり貢献できるという形で、進路選択も一つの方向性として考えてもらうように進めているところではございます。

○6番（城森史明） 地元の高校に行くように最大限の努力をされているというのはよう分かりましたけど、これは子供たちが選択することなんで。

最後に過去3年ぐらいのですよ、枕崎の中学3年生の公立高校と私立高校の進学比率を教えてください。後でも、総括のときでもいいです。

○委員長（中原重信） 1時間たちますので、ここで10分間休憩いたします。

午前10時28分 休憩

午前10時37分 再開

○委員長（中原重信） 再開いたします。

○学校教育課長（中村克己） 先ほどの6番委員の御質疑に対してお答えをいたしたいと思いません。

市内の中学校の高校への進学率についてでございますが、平成30年度から申し上げますと、公立が69.2%、私立が27.4%。それから令和元年度が65%、私立が33.7%。令和2年度が60.1%、私立が33.9%。令和3年度が71.3%に対して私立が18.6%。令和4年度はまだ出ておりません。

○13番（清水和弘） あらましの17ページ、この23番なんですけど、英語検定料助成とあるんですけど、これの最近の受検者の状況とございますか、その辺はどうなっていますか。小学生も受検しとると思うんですけど、ないですか、その辺。

○学校教育課長（中村克己） 英語検定助成事業につきましては、市内の中学校に在籍する全生徒を対象に、1人1回英語検定料の半額を補助するという事業でございます。

それに伴いまして、受検した生徒に関しては、12月頃までに受けましたという申請をしていただいて、それに対して補助を半額するという制度でございます。

令和3年度は168名受検をしております。令和4年度、本年度は198名、30名ほど増えた。

昨年度はコロナ禍の影響もありまして、ちょっと受検を控えるということもありましたが、本年度は30名ほど増えたということでございます。

○13番（清水和弘） 小学生のほうは、まだそういう受検をするというような傾向は見えていないですか。

○学校教育課長（中村克己） 小学校につきましては、数字的なものは把握をしておりますが、個別に受けているかと思えます。

ただ小学校は小学校で英語教育の授業を行っておりまして、その中でスピーキングクエストとってタブレットを使った試験等を行っているところでございます。それについては、昨年度から始めておりますが、今年度も同時に試験を行っているところの中で、本年度は全国の平均を上回るという結果が出ております。

ちょっと御紹介してよろしいでしょうか。小学校外国語推進事業といたしまして、タブレットを活用した英語力テスト、小学校五、六年生を対象に、タブレットを活用した英語のやり取りやパフォーマンステストを実施し、児童英語の学力向上を図ると。令和3年度が小学校5年生56.3%、国が54.8%でしたので、小学校5年生に関しては上回りました。小学6年生は51.5%、国が59.1%でしたので、若干下回るという結果でしたが、本年度は小学校5年生が61.7%、国が58%でかなり上に行っております。

それから小学校6年生が66.6%、国が59.8%ですので、本年度枕崎市の小学校五、六年生の子供たちについては、全国を上回るというような結果になっているところでございます。

○13番（清水和弘） これから国際化社会、今でも国際化社会になっているわけですけどね、ますます外国人の需要というのは増えていくと思うんですよね。そういうふうになった場合に、やっぱりこの英語っていうのは国際語だと思っていますからね、この辺にやっぱり力を入れてもらいたいと思っております。

ところでですね、中学生の2級っていうのは、2級3級4級ありますけど、1級もありますけどね、枕崎の中学生で2級の合格者、受検者、それぞれどのぐらいなんですか。

○学校教育課長（中村克己） 本年度につきましてはですが、結果が出ておりまして、令和4年度の2級の受検者は4名受検しましたが、1名2級が合格しております。それから準2級につきましては32名受検をいたしまして、準2級が11名本年度合格しているという状況です。

○13番（清水和弘） このような状況の中でですよ、令和4年は1名ですか、準2級が11名だったですか、この英語力を生かすために、教育委員会は社会に出てからのために、どのような対応をされとるんですか。

○学校教育課長（中村克己） 今ですね1人1台のタブレット端末等が準備されております。

今までは一斉授業でネイティブの英語といえば、タイラーというALTを本市は雇っておりますが、この方が小学校、中学校を回るわけですが、ネイティブの英語に関しては、そのALTあるいは英語の教員が英語を語るわけですが、現在タブレットを通して一斉授業から1対1でネイティブの英語を聞くことができるようになっております。

まずそれが、ここ2年で大きく変わったところで、子供たちが人を気にせずに目の前のタブレットに対して発音して、それに対して返しが来ますので、どんどんどんどん1対1の授業で能力が高まっているということ。そして何よりも一番大切なことは、英語で語る前に日本語で、つまり自分の頭の思考が、英語で語る前にどんな自分の思い、考えというものがあるのか、大切なことは母国語である国語をまず大切にしながら、その国語の中で、自分の考えをしっかりとって英語で答えるということが大切ですので、まずは子供たちは授業を通して、国語や全ての教科ですが、対話、人の考えを聞きながら、自分の考えを整理して、自分の考えをしっかりと相手に伝える。

これは英語でも日本語でも大切なことですので、全ての教科において自分の考えを伝えられるという教育を大切にして、その手法として英語を使うという形で、全教科がそのような対話的な

学習をやっているところでございます。

○13番（清水和弘） これからますますですね、労働力として外国人が必要になってくるわけですよ。そういうことを考えた場合、使える、通じる英語、これが大事だと思いますからね、その辺に力を入れてやっていただきたい、これはもう要望にしておきます。

○12番（東君子） 予算書の134ページ、4番の図書館費のところなんです、市立図書館について伺います。

これ何件も問合せが来ているんですが、令和4年度に枕崎市立図書館が2月1日から15日までの蔵書点検、これで15日間図書館がお休みだったということで、他市に比べるとすごく休館日が高いということなんです、もっとお休みを短くできないのかというような問合せが幾つか来ていますが、これはどうしてこんなに長いんでしょうか。

○生涯学習課長（高山京彦） 市立図書館が例年2月1日から15日間かけて実施する特別整理期間の件をお尋ねのことと思います。

その期間につきましては、御指摘のとおり休館ということになっております。特別整理期間につきましては、図書館の本など所蔵資料が紛失または返却漏れがないか、または本来あるべき場所に正しく配置されているかなどの点検作業を行っております。さらに点検によって確認された、状態の悪い本の簡単な補修なども行っております。

特別整理期間につきましては、本市よりも短期間の図書館があるということは承知しているところです。その比較につきましては、なかなか一概に比較も難しいところではあります。

主な要因の一つとして、恐らく近隣の市では行ってないと思いますが、本市の場合、遠方で直接図書館に来られない方のために、各地区公民館など8か所の公共施設に、児童書を含めまして3,300冊の図書を配本しております。その年1回の本の入替え作業が当期間に行われます。

また、本市全ての所蔵資料を1冊ずつバーコードで読み取る作業を行っておりますが、ある都市につきましては、自動貸出機用に使用されるICタグがついていることで点検処理が早いというようなことも聞いております。ほかにも、館内の掃除なども行っております。

以上のようなことから、15日間の休館ということをお設けているんですが、その際は利用者の方には御不便をおかけしておりますが、図書館の運営上必要な期間でございますので、御理解いただきたいと思っております。

○10番（下竹芳郎） あらましの17ページの26番、中学校のさっきのインクルーシブ教育に係ることだろうと思うんですが、学校施設バリアフリー化設計業務委託はどこをバリアフリー化するのか、それも今から検証されるのかお願いします。

○教育総務課長（宮原司） 公立小中学校施設におけるバリアフリー化につきましては、令和2年度に文科省からの通知において、令和7年度末までの5年間で、緊急かつ集中的に整備を行うため、国の整備目標が定められております。

財政支援も強化されておまして、バリアフリー化を行うための改修事業については、国庫補助が3分の1から2分の1ということで、今引き上げられているところです。

本市においても学校については、校舎や屋内運動場において、スロープ等による段差の解消、あとバリアフリースイレなどの整備をしていかないといけないということで、計画的に取り組むこととしておりますので、令和5年度は4中学校の設計業務委託を行って、令和6年度にその工事を行う予定としているところでございます。

小学校については、来年度設計委託のお願いをして、令和7年度に工事を行う予定ということで今計画をしているところです。

○10番（下竹芳郎） 今小学校、中学校で、バリアフリースイレっていうのは、設置はあるんですか。

○教育総務課長（宮原司） 一応学校については、災害時とか避難所になることがございますの

で、避難所が国の整備目標の中にあるんですが、避難所に指定されている学校における整備率を令和7年度までに原則100%とすると。ですので、車椅子でそのまま使えるバリアフリースイッチを一応整備をしていきたいと考えているところです。

○10番（下竹芳郎） 何年か前、小中学校を視察させてもらったんですが、何か所か階段昇降機がある小中学校がありますよね。それは今使用されているんですかね。

○教育総務課長（宮原司） 使う児童生徒がいる学校については、実際毎年点検をして使っているところがございます。それ以外の対象者がいないところについては、使っていないところもございます。

○10番（下竹芳郎） 今現在、必要とする児童生徒はいらっしゃるんですか。

○教育総務課長（宮原司） おります。

○2番（眞茅弘美） 同じくあらましの17ページ、別府中学校大規模改造質的整備事業なんですけど、こちらの説明をお願いします。

○教育総務課長（宮原司） 別府中学校の大規模トイレ改修についてでございますが、これについては、別府中学校にあるトイレを全て洋式化、外にあるところは乾式化にはできないですが、洋式化、乾式化ということで、バリアフリー化ということで全て整備をするというものでございます。

○2番（眞茅弘美） 全てということですけども、先ほどのこのバリアフリー化事業の中で、避難所の整備ということでしたが、たしか別府中学校の体育館が避難所になっていましたよね。

○教育総務課長（宮原司） 小中学校については、全ての学校が第2避難所ということで指定をされておりますので、全ての小中学校が避難所ということになっています。

○2番（眞茅弘美） 外のトイレが今ちょっと和式になっていまして、体育館のほうにはトイレは設置できないんでしょうか。

○教育総務課長（宮原司） 今回の大規模のトイレ改修については、体育館の中にトイレを設けるとはしておりませんので、現在あるトイレを全てできるところは、洋式化、乾式化ということで整備をする予定としておりますが、体育館の横に別府中の場合はプールと両方兼ね備えておりますので、そこの整備は行いますが、体育館の中にトイレを設けるようには計画してないところでございます。

○2番（眞茅弘美） あと、予算書の141ページの社会体育施設管理運営費、これ増額になっておりますけども、こちらの理由をお願いします。

○スポーツ・文化振興課長（中嶋章浩） これにつきましては指定管理者の委託料、これを210万円程度増額しております。

その理由といたしましては、昨今の物価高騰によるものや、スポーツ合宿そして大会、イベント等の増、そしてまた新年度は国体の年を迎えるということもありまして、管理運営の向上を図っていただくために、今年度の予算1,100万円でしたが、新年度は210万円を増額しまして、1,310万円とすることとなっています。それによる増額ということになります。

○2番（眞茅弘美） 今年度は国体も開催されますので、以前、清掃に関する苦情等もございましたので、その辺十分管理のほうよろしくをお願いします。

○スポーツ・文化振興課長（中嶋章浩） この件につきまして、毎月指定管理者と打合せする機会を設けておりますので、それに対応していただくように、十分お願いしているところではあります。

○3番（上迫正幸） 予算あらましの18ページ、46番の部活動地域移行推進事業、これについての説明をお願いいたします。

○学校教育課長（中村克己） 部活動地域移行推進事業につきましてでございますが、令和5年

度以降、休日の部活動の段階的な地域移行と、地域スポーツ・文化環境の一体的な整備に向けて、スポーツ団体や文化芸術団体等の整備の充実、指導者確保の支援等を含めて総合的に進めていく国の事業でございます。

年度当初は3年間を改革集中期間ということで、令和8年度までに休日の部活動移行ということで、いわゆる学校の教員が土曜日、日曜日指導するのではなくて、指導を地域に移行するというで進んでおりましたが、地域の実態等を踏まえながら、文科省は改革推進期間ということで、3年間の間になるべく整備を整え、できるところから3年後、土曜日あるいは日曜日の部活動については、地域に移行していくというような形で進めていきなさいと。

少し速度がゆっくりしたという形になりますが、本市としましてはそれを受けまして、来年度地域総合総括コーディネーターという、部活動の経験ももちろんそうですが、中学校でいえば中体連の役員をされた方、それから部活動にたけている方、取りまとめをしっかりとされてきた方を雇用いたしまして、来年度まず部活動とはというところから、各学校の部活動の状況や実態を踏まえ、職員、保護者、それから部活動、それから地域スポーツ団体等との連携をしっかりと図っていきながら、本市ではどこから進めていけばいいのかということも含めながら、コーディネーターが中心となって、各関係機関、学校を含めたところで連携を図って改革に進めていくと。

どこの市町村も行うわけですが、本市としましては、コーディネーターを置くことによって、そのスピードは早まっていくのではないだろうかということで、来年度重点的に置いたところがございます。

○3番（上迫正幸） 地域の方が先生方の代わりに監督をやられるということですが、今、中体連というのがありますよね。地域の予選をして県大会に行くと、そういう大会なんかはどうなるんですかね。

○学校教育課長（中村克己） 地域スポーツクラブについても、中体連については参加できるように、競技ごとに細かい規定等はございますが、その方向で進んでいるところでございます。

○3番（上迫正幸） 野球なら野球、サッカーでもありますが、練習などをするのはやっぱり学校を利用するんですかね。

○学校教育課長（中村克己） 今おっしゃるとおり、どこを活用していくのかということについても、コーディネーターが中心となって、どことどこが合同ですとか、1つの学校に出向いて、その指導者がするのか、それとも枕崎市内のその競技の子供たちをどこかに集めてするほうがいいのか、どういうことが子供たちにとって負担も含めて可能なのかということのを来年度協議会を通して検討していくと。その先のことについて、来年度の協議会で本市の方向性というのを決めていくことになるかと思えます。

○3番（上迫正幸） 地域に移行するというので、いろいろ費用がかかりますよね。そっちの費用面はどうなると考えていらっしゃいますか。

○学校教育課長（中村克己） おっしゃるとおり、費用の面とかそれから事故、けがの面とか様々な課題が山積みでございます。国もそれを今受けて、当然、支援の方法、補助を含めていろいろあるかと思えますが、今はもう各部活動が自己負担で部費を払ってということで、受益者負担というかそういう形でやっておりますので、原則的にはそうなのかもしれませんが、やはり経済的な負担が高まってくる中で、どんな支援ができるのか国も今検討しているところでございます。

○14番（吉嶺周作） そうすると3年後にはですよ、部活動というのはもうなくなって、クラブ活動みたいな形になっていくということになるんですかね。

○学校教育課長（中村克己） 今仰せのとおり御心配されるかと思えますが、今のお話は、休日の部活動移行ということでございます。

この地域移行の一つの始まりにつきましては、教職員のいわば土曜日、日曜日の部活動指導に

よっての負担を軽減していくということですので、まずは土曜日、日曜日については、教職員は部活動を離れて、平日については当然学校の中で部活動はございます。

ただ将来的には、社会スポーツとして国が考えているのは、子供たちが様々なスポーツを地域の中でできるように、例えばバスケットも野球もいろんなスポーツが地域コミュニティーのスポーツクラブの中でみんなが好きなスポーツができる、生涯スポーツにつながればいいのではないだろうかという大きな目標もありますが、学校としましては、まずは3年後については、できるところから土曜日、日曜日に地域の方にお手伝いいただきましょうかということ動いているところでございます。

○14番（吉嶺周作） そうすると、具体的に345万9,000円という数字を出しているんですが、この使い道は今決まっているんですか。

○学校教育課長（中村克己） 先ほども申しましたが、総括コーディネーターという方を雇います。

その方が枕崎市内にある全ての部活動について、まずは出向いて保護者、監督、学校に部活動移行とはどういうものなのかをしっかりと説明した上で、今度はそれぞれの競技の人数を含めて、どういう形ができるのか、土曜日、日曜日できるのか、今度は地域のスポーツ団体との連携を図っていきながら、どこからまずできますか、どの学校のどの部活動からできますかというところのコーディネートを来年度行っていくということで、中心になって動いていただく費用という形になっていきます。

○2番（眞茅弘美） この今の部活動の件なんですけども、これは文化部も含めてでしょうか。

○学校教育課長（中村克己） はい、これはスポーツも文化も含めてです。

○6番（城森史明） 予算書の116ページ、消防施設費なんですけども、大幅に減少していますが、施設整備が落ちついたということなんですかね。

○消防総務課長（中原広次） この施設整備費の減少については、大きくは施設整備が大体整いつつあるということになります。

○6番（城森史明） 広域消防から単独になってですよ、もう10年近くなると思うんですが、そんなときに議会も賛成したわけなんですけども、その理由がですね、要はそのときの設備導入費やら運用コストが下がるんだというお話だったんですよ。そういう観点から単独消防組合になったことについてどう総括されていますか。

○消防総務課長（中原広次） 消防本部発足時に、単独での消防指令システムの整備等において、財政的に有利であるということで、現在もそのような状況で単独のほうがよいと考えております。

○6番（城森史明） それはもう最初分かっていたんですが、その後の運用コストについてもね、下がっていくんだと、単独で十分やっていけるんだということだったと思うんですよ、導入するときの導入費だけじゃなくてですよ。そういう面ではどうなんですか。

○消防総務課長（中原広次） 先ほど申しました消防指令システムについても、本市は簡易型ということで保守点検費用、そして中間更新費用についても、南薩3市と比較すると大分安価できております。

○6番（城森史明） それについては分かりました。全体の消防としての運用コストもね、広域に加わるよりも単独のほうがコスト的にも安くなるんだということだったんですよ。ですから、この施設整備も含めて、いろんな施設整備やら消防の人件費ですよ、含めてその辺はどう考えておられるんですかね。

広域になった場合と単独の場合の、安くなるということでしたが、その運用コストも安くなっているんですか。それと、単独になってから何年になりますかね。

○消防総務課長（中原広次） 本市が単独での消防本部を発足したのが、平成25年4月1日からになりますので、現在でちょうど10年を迎えるところになっております。

○消防長（田中幸喜） 費用的な面については、先ほど総務課長が述べたとおりなんですが、単独になった利点といたしましては、一概には言えないかも知れませんが、単独以前については、近隣市、いわゆる坊津町の一部の栗野地区、それから南さつま塩屋地区だとか、そういったところへの出動も兼ねておりましたが、単独になったことによって、枕崎市内のみの救急活動、救助活動、消火活動、そういった枕崎市に限定した活動ができているということに関しては、非常に有効であると考えているところでございます。

○6番（城森史明） 普通に考えてですよ、消防車1台を単独で維持するのと広域で共同で管理するんだったら、共同のほうが安くつきますよね。そういう意味を考えたら、全体を含めて整備費なんか普通は上がってくると思うんですよ。だって、単独で支払いをするわけですから、3人で共同ですれば、費用は3分の1で済むわけですよ。だから、そういう意味で全体の費用コスト、これは上がっているんじゃないかと思うんですけど、その辺は下がっているんですか。今答えられなかったら総括でも構いません。

○消防総務課長（中原広次） 本市が単独になる以前の南薩地区消防組合時代においても、消防車両等施設等の整備はそれぞれの構成市での整備となっておりましたので、予算的には負担は変わらないところであります。

○4番（沖園強） いろんな運用等において、人員といいますか、あるいは機材といいますか、そういったものに配置基準的なものもあるもんですか、消防は。今の質疑に関連して。

○消防総務課長（中原広次） 市町村消防においては、消防力の整備指針により、それぞれの要因、資機材等の算定整備指針が出ておりますので、その指針に基づいて整備しているところでございます。

○4番（沖園強） その指針では、機材に関するの例えば人口割とか行政面積とかそういったもので指針が出てくるの。

○消防総務課長（中原広次） 車両等においては、消防署に配置するものであったり、救急車においては、人口で2万人目安に1台など、また予防要員、警防要員というのは、防火対象物の施設数で算定するものがございます。

○7番（吉松幸夫） あらましの18ページの件で、少年の船の経費のことについてちょっとお尋ねいたします。

令和5年度も111万8,000円の予算をつけていただきまして本当にありがたいと思っております。少年の船のことにしまして、教育長に見解をちょっとお尋ねしたいと思っております。

○教育長（木之下浩一） 本市の歴史上のこともありますが、やはりこの黒島との交流については継続をずっとしていきたいと思っております。

私もかつてここで勤務する頃に2度ほど行きましたけれども、その後コロナとかいろいろなしけとかで行けませんでしたけれども、やはりこの交流は、枕崎の子たちにとっても、それから向こうの黒島の子たちにとっても非常に意義深いものでありますし、歴史をもう一回振り返ったり、それから慰霊をしたりという経験を積めるということでもあります。できればといいますか、ずっと継続していきたいという気持ちは強うございます。

○7番（吉松幸夫） 今、教育長にお尋ねしたんですけれども、今ありましたとおり、この4年間、天候が悪かったり、コロナだったりとかしてちょっと実現できていなかったのは非常に残念なんですけれども、以前からですね、もうこれに関わってから20年になるんですが、新任の先生方にぜひ参加してもらいたいというのを言い続けてきたんですけれども、なかなかスケジュールもあって参加できてなかった先生方もいらっしゃると思うんですけれども。

先ほどの社会科副読本の改訂も4年に1回というようなこともありますので、ぜひ新任の先生方、今もいらっしゃる先生方にですね、一緒になって参加していただきたいといつもお願いしているんですけども、その辺の取組についてはどうなんでしょうか。

○生涯学習課長（高山京彦） 来年の事業につきましては、三島村教育委員会と協議を来週行うことになっております。教育長からの話もありましたけれども、これまでのお互いの歴史のつながりがありますので、5年間中止となっておりますけれども、我々としては実施する方向で協議を進めていきたいと思っております。

もちろんそこにつきましては、三島村教育委員会の意向もありますけれども、5月には新型コロナウイルス感染症法上の位置づけも引き下げられるということですので、今回は事業が進められるのではないかと考えております。その中で、新人の先生の参加ということですが、これまでも参加は学校を通じて呼びかけております。こういった深いつながりがある事業ですので、学校から新人の先生にはお声をかけていただきまして、参加の呼びかけは実際しているところでございます。

○7番（吉松幸夫） 枕崎のこの行事ですね、全国でも特筆する事業だと思いますので、これをやっぱりしっかりと、要は先生方はやっぱり市外から来られている人たちですので、そこにちょっと広めていくような形で進めていただきたいと思います。

○5番（禰占通男） 先ほどありました消防の設備についてですよ、10年単独でやってきたと。そうすると、消防無線ですよ、デジタル機器、あれがもうそろそろ更新時期に来ていると思うんですけど、その点はどうかどうなるんですか。

○消防総務課長（中原広次） 委員の御指摘のとおり、おおむね10年使用することとなっておりますので、更新時期が来ておりますが、本来、中間更新を単年度でするものを、本市は3か年で今年度まで実施しましたので、今現在の更新予定は令和8年を予定しているところです。

○5番（禰占通男） そうすると、8年で最終的に額は幾らになるんですか。

○消防総務課長（中原広次） 今現在想定している額は、消防救急無線、そして指令システム、両施設を同時に更新しますので、1億数千万と考えられます。——はっきりした見積り等はまだ出しておりませんので、1億2,000万、3,000万ほどはかかるのではないかと考えられます。

○5番（禰占通男） 1億3,000万ぐらい。

○消防総務課長（中原広次） 平成26年に整備している、現在の高機能型簡易型の指令システムですが、消防無線、そして指令システムの費用が1億1,700万ほど掛かっておりますので、最近の物価高騰も考えますと、多少、それよりはかかるのではないかと考えております。

○5番（禰占通男） 昨年度だったと思ったけど、南九州市のほうが十何億予算に計上されたのを新聞とかで見たんだけど。今6番委員からもありましたけど、効率的に見て単独ということで本市はいったんですけど、私はそのときに一番の問題は、このデジタル機器に対しての対応が10年をめどにずっと更新していかないといけないということで私は単独がいいと思ったんですよ。そして、うちも入ったら、南さつま市、南九州市入れたら20億ぐらいあると思うわけね。それを人口が少ない本市が出すとなると、また下手すると今の二、三億で済む話じゃなくて五、六億いくんじゃないかということで私はそのとき反対したんですよ。

それが現実として、今5Gに対応しましょうと政府も一生懸命やっていると、それが10年後また大きなお金となるので。あと10年後は私はいないけど、そのときの効率ではっきりするんじゃないかなと思っております。

それとあと消防団員ですよ。これについて消防団員は、114ページと当初予算にもありますけど、この国のあれでも全国的に団員が確保できないと新聞等にもあったんですけど。この団員の数ですよ、1分団員の数、これは国と本市の条例というのは同じなんですか。

○消防総務課長（中原広次） 今委員の質疑の内容については、本市の条例定数のことよろしいでしょうか。——消防団員の定数については、現在は市町村の実情に応じて算定することとなっておりますので、特段、今、算定指標とかはないところでございます。

○5番（禰占通男） 私が住んでいるところも、1地域で1分団っていうのは、一時は成り手を

確保できたんだけど、またこの頃確保が難しくなっているようで、その点を1分団の団員数を考慮して、定員を下げるっていうことはできないんですか。20名とか十七、八名とか、どうなんでしょうかね。

○消防総務課長（中原広次） 消防団員の定数の見直しについては、今年度の分団長会の中でも意見が出されまして、今各地域の分団長に地域での消防団員の数であったり、組織であったりをどう考えているかというのを今集約している最中でございます。

ですので、今まだはっきりとどうすると言えませんが、過去には、消防団員数について、ポンプ車の運用に必要な人数、ポンプ車であれば5名、小型ポンプであれば4名ということなんですが、実際に災害が発生した場合の参集率を国が3分の1と見ておりまして、実際には、ポンプ車であれば3倍の15人、小型ポンプであれば4人の3倍で12名は、必要であると思われる。

○5番（禰占通男） できれば、今の時代に合った、最低でも何か消防活動なりができるように、またそして各分団長、各自治会長の負担を軽減できるように、本市の条例、そういうところを考えて対応してもらいたいと要望しておきます。

あともう一点、先ほどの学校教育費ですけど、この18ページの給食費の口座振替ですよ。この振替は、どこで扱うんですか。父兄がどこで振り込むかっていうそういう振り込み。

○給食センター所長（宮原司） これについては、口座振替になりますので、保護者の方が持っていってらっしゃる口座から給食費を毎月口座振替をするということで、その振り替えた分は給食センターの会計に入ってくることになりますので、原則振り込むという形ではございません。

○5番（禰占通男） 一般質問でもしたんですけど、コンビニ、銀行、どこで対応するのかなという質疑ですけども。

○給食センター所長（宮原司） 市内のほとんどの金融機関の口座をお持ちであれば、口座引き落としはゆうちょ銀行も含めてできるように今、計画をしているところでございます。

○5番（禰占通男） コンビニとかはできないということですか。

○給食センター所長（宮原司） 口座振替ですので、コンビニの納付等は考えておりません。

○5番（禰占通男） 一番の思うところなんですけど、今までもずっと給食費を払えない、払わない、その問題が起きているわけですよ。

それで、地域PTAに集金をお願いするちゅう方法がもう30年以上続いていると思うんですけど、そうした場合、振り込みがなかった場合はどう対応するんですか。今、この議会の中でも給食費が納められていなくても給食は取れるようにしていますという、そういう今までの答弁もあったんですけど、それについての対応をどうするんですか。

○給食センター所長（宮原司） 当然、口座振替をして、口座の不能になるということが考えられますので、それについては、今までは各集落で集めていただいておりましたが、来年の3学期からということで今進めておりますが、もう個人の対応になりますので、今現在地域で集めていたものを個人で納めることになりますので、基本的には、口座が不能になったら、不能の通知を保護者にお送りして、それで納めていただくということで対応は考えていますけれども、当然、額が増えることもございますが、それについては、給食センターの職員が今後徴収をしていくことになるかと考えております。

○5番（禰占通男） あともう一点、この学校問題で予算の127ページ。先ほど英語、外国語の対応で教育委員会もタブレットで今語学力アップをしていますという答弁だったんですけど、この127ページだと外国青年招致事業による助手1人分ちなっているんですよ。私は英語は話せないけど、実際にはこの生の人と人が対しての会話が私は上達の一番の早道じゃないかと思うんですけど、先ほどタブレットで十分対応できるというような、私としてはそう捉えたんですけど、どうなんですか。

○学校教育課長（中村克己） 本市では、外国語青年招致事業という国の事業の補助を受けまして、中学校における授業の補助、小学校における会話補助、教員に対する研修、課外活動の協力を行う目的で、ALT、アメリカ出身のタイラー・ジョンソンという方を招聘しているところです。

このALTにつきましては、当然、授業の中での補助という形が一番、言えば日本人の教師と外国人のALTが会話をすることによって、その生のネイティブの発音を聞いて、子供たちが今度はお互いにコミュニケーションを取るときに、その先生とALTがモデルになるわけですね。それを見ながらしますので、タブレットについては自分の発音が正しいネイティブに近いのかということの採点をしてもらったり、あるいはあくまでもその機械から出てくる音声だったりするので、コミュニケーションにはなかなかないところがあります。しかし、ALTは、やはり自分で話してみたいと思うときに、休み時間とか昼休み時間とか、そういうところで子供たちが積極的に話しかけて、もちろんALTのほうから話しかけたりしながら、本当のコミュニケーションが生の人間ですのでできます。そういう使い分けでタブレットとALTというのはあるかと思います。

○5番（禰占通男） あともう一点ですよ、前、所管事務調査で学校に行ったときに、英語のボランティアで生徒と対面して、助手的なことをしていた方がおったんですよ。

枕崎には何人ぐらいいるんですか、この外国語に対応するボランティア、教職員の中でも別府小学校と中学校の掛け持ちちゅうのも以前はありましたよね。そういう方で外国語に対応できる人的な面というか、何人ぐらいが対応可能なんですか。

○学校教育課長（中村克己） ALTにつきましてはお1人ということで、AETといって日本人で英語の助手という方が2人おります。2人の方がおりますが、本市では計3名という形になるかと思います。

○5番（禰占通男） 本当に小さいうちからもう外国語だけはもう耳で聞いて話さない、もう覚えるもんじゃないと私はつくづく実感していますから、もう本当に子供たちのあれには何かそういう機会をどんどん与えてやってもらいたいという私の要望です。お願いいたします。

○9番（立石幸徳） 18ページあらましですね、44番国体の件ですね、県民運動については一般質問もしたんですけどね、その前に消防の話が出ましたので、ちょっと私は意見だけ申し上げておきますけど。

枕崎市にですね、南薩の消防組合事務局ちゅうのが設置されて、広域消防を一時的にやっていたわけですよ。それは、この南薩の一部事務組合を統合するというので、衛生管理組合は南さつま市、我が枕崎市に消防組合、そして介護を南九州市と。ところが、はっきり申し上げて、広域消防の中で決裂が起きまして、我が市がいろんなものを精査して、単独消防になったというものじゃないですよ。それはもう政治的に単独にならざるを得なかったわけですよ。ただですね、先ほど6番委員からも出たように、10年たって、本当にコストの面で単独がどうなのか、あるいは広域がどうなのかちゅうのは、やっぱりしっかりと節目に整理をしておくべきだと思います。ただこれは意見として申し上げたいと思います。

国体の関係、予算は8,900万ぐらい出ているんですけど、主な使途といいましょうか、歳出額の主な使途はどういうものになっているんですかね。

○スポーツ・文化振興課長（中嶋章浩） 金額にしまして8,796万6,000円ということで、実行委員会への負担金ということになっておりますけども、国体等の開催経費で一番大きいところは、会場設営委託料、そして大型テント等や仮設の空調、これに大きな金額がかかっているところがあります。そして、宿泊輸送交通費とか式典費、炬火リレーというのも7月に計画しております。それとはまた別に推進費といたしまして、広報啓発費として40万程度、計上しております。国体等の開催費、総務費としまして、7,050万円程度、先ほど申しましたけれども会場設営経費と

して大きく経費がかかっています。

○9番（立石幸徳） それからこれは歳入に関わるんですが、この関係の県の補助金が3,700万ぐらいですよ。残りは一般財源になっているんですよ。県の補助金の算出根拠ちゅうのは、どうなっているんですか。

○スポーツ・文化振興課長（中嶋章浩） 先ほど申しました会場経費等そういったいろいろな積み上げがございまして、県が認める積算により、事業に対して3分の2を補助するというようになっております。県からのその経費が先ほど委員からおっしゃられた金額、県からの支給金額ということになります。

○9番（立石幸徳） 最後に県民運動の関係で、ちょっと一般質問で答弁がされなかったといひましようか、漏れたこの清掃活動ですね。来県者に、市外から来る方々に本当に枕崎市全体できれいになった町をやっぱりつくらなきゃならんということで、この清掃活動の面では、特に国体に備えてどういう対応をしようということになっているんですかね。

○市民生活課参事（松田勇一） 清掃活動につきましては、衛生自治団体連合会が年に2回ふるさと美化活動を7月と12月にやっております。衛生自治団体連合会と今協議を行っております。国体前に町の美化清掃に特化した美化活動はできないかということで、協議を行っているところでございます。

○9番（立石幸徳） 国体の前にもう一回、お盆前、お正月前の美化活動にプラスしてもう一回美化活動を実施しようと、まだ決定じゃないけどそういう考えがあるということですかね。

○市民生活課参事（松田勇一） 今、委員が言われたとおりでございます。衛生自治団体連合会の理事会を開催しまして、その中では賛同をいただいているところでございます。

○9番（立石幸徳） やはり市民にもですね、そういう全体的な運動もだけど、一人一人の市民が国体に向けて町をきれいにしておこうという意識づけ、啓蒙、こういうのも非常に大事かと思うんで、もう既に日程が決まっているわけですので、できるだけ早めに市民に国体に備えて町をきれいにということを啓蒙、啓発していただきたいと要望しておきます。

○4番（沖園強） 時間があれですから、簡潔にお願いします。

まず消防費はあらましの15ページの3番なんですけど、消防施設等の整備事業費につきましては、9月の決算委員会等でも若干指摘があったりしていたんですけど、今回また小型ポンプと自動車2台が購入予定なんですけど。結局は、実態が入札参加業者の公募に対して1社しかないという実態で、改善する余地がないんじゃないかというような指摘だったんですけど、その後どうなっていますか。

○消防総務課長（中原広次） 今年度に整備した消防ポンプ自動車についても、応札が可能な業者がいたことから、2社での入札となっております。

○4番（沖園強） 決算時での議会としての指摘は、全国を当たれば応札できるような業者がいるじゃないかということで、対応すべきじゃないかというようなことだったんですけど、その辺は公募をかけるときに公表の在り方ちゅうのはどんな形でやっているの。

○消防総務課長（中原広次） 消防車両については、故障等が発生した場合に緊急に対応できる県内に事業所のある業者からの購入が望ましいということで、これまで県内の業者を選定しております。今年度確認したところ、県内にも他県で車両等の整備、車両等を販売している業者の取扱いも可能な業者もおりますが、その緊急的な対応が県外から来るということで困難という話は伺っております。そこでまた、来年度の購入についても、業者選定についてちょっと検討をしているところでございます。

○4番（沖園強） あらましの17ページ、学校教育費なんですけど、26番教育施設整備等で、桜山小学校のプール塗装改修工事があるんですけど、今、所管事務調査で現地調査がないもんですから、現場をなかなか把握しづらい部分があるんですけど。これ桜山小学校のプールは中学校と

の共用といえいいのかな。桜山中学校は、たしか昭和39年に造ったプールだと思うんですよ。全校的にプールに限って言えば、ほとんどもう非常に劣化した状況であると。そういった部分で、今桜山小学校と中学校と共用するような形で検討していくんだというようなことだったんですけど、どうなっていますか。

○教育総務課長（宮原司） 以前も議会の中で、今後のプールの施設の改修についてはどのようにするのかとの御質疑がありまして、プールへの距離的なものがありまして、昨年度から桜山小学校と中学校を桜山小学校のプールを使うということでしてきたところでございます。

特に実態として、中学校、小学校、確認したところ特に問題がないということでしたので、桜山小学校のプールを、今後優先的に整備をしていくものということで、今年度にろ過機を改修して、来年度は塗装をするということで整備をしていくという状況でございます。

ほかのところ極端に劣化が見られるところが、現在、極端にはないんですけども、今後、各学校にあるプールについては、できるだけ一月程度のものに費用が高額にかかるということでございましたので、できるところから各学校、また学校長と相談をしながら、プールをほかで代替できないかということで計画はしておりますけれども、今具体的に進んでいる状況はございません。

○4番（沖園強） 教育長にお尋ねしますが、本市の場合、小規模校の特性を生かしたというようなことで学校の統廃合をちょっと見合わせているんですけど、今年度ですかね、南さつま市がまた長屋小学校を統廃合するんだと。というような、南さつま市としては統廃合を推進していると言えおかしいんですけど、そういう状況なんですけど、出生数等も先ほどもあったんですけど、将来にわたってどういった学校の体制がいいのか悪いのか、その辺のメリット・デメリットもあるんですけど、学校在り方検討会ちゅうのは、今どこの学校区も立ち上げているんですか。

○教育長（木之下浩一） 望ましい学校づくり審議会ということですかね。——今年度、別府中学校についていたしました。その答申は、令和9年度にもう一回検討するというところで終わっております。

学校の考え方として、現在、本市にある学校については、枕崎小中学校のような、ある意味大規模、中規模の学校と、それから別府、桜山のような小規模の学校ありますけれども、教育効果としては、例えば学力をいえば、小規模のほうがはるかに高い。大きくなればなるほど、そこが芳しくなくなっていくと。それから、いろんな教育的にも小規模のほうが効果が上がっているということもあります。

そういうことから、ごく小規模になれば考えていかなきゃならないですし、それから大事なことは、地域の声として統合をしてほしいという声が上がれば、私たちは積極的な検討に入らなければならないと思っておりますけれども、今のところ令和9年度の別府中学校の検討までは、このまま様子を見ていこうかなと思っております。

統合することによって、ある程度の人数の確保ができていくんですが、学校の質的なものを考えると、私は非常に今の1小1中の理想的な、県下に例を見ない体制がベターではないかなと考えているところです。

○4番（沖園強） 地域、保護者の間でいろいろ賛否両論あるわけですよ。ですからアンケートを取ったほうがいいんじゃないかというようなことも何度か議会等でも出てきているんですけど、別府中学校の場合、令和9年度に再度在り方検討会を招集するという事なんですけど、そのアンケートは取ったんですかね。

○学校教育課長（中村克己） 本年度、望ましい学校づくり審議会を別府中学校区で開催いたしました。スケジュール的には4回実施いたしました。その中で、審議員の方々に審議していただきましたけれども、議員がおっしゃるとおり、地域の実態としてアンケートを取ってみたらどう

だろうかということで、審議員の方々から御意見があり、こども園、小学校、中学校、高校の保護者、それから公民館長を対象にアンケートを実施いたしました。

そのアンケートにつきましては、御意見をくださいということで、まずは別府中学校の今後の生徒推移を踏まえ、再編・統合についてどのようにお考えでしょうかという形で質問を投げかけております。

その中の設問としましては、今すぐ再編・統合に移行したほうがよいという選択肢、そこにはその理由を、しばらく現状のままでよい、その理由、しばらくとはいつぐらいまでかと、また別な選択肢がありまして、9年度、この9年度というのは現在全生徒数が52名ですが、それが令和9年度が74名まで上がってまいります。それがピークでそこから60、59、52、41と少なくなっていくわけですが、選択肢の1番が、令和9年度のもう一度開催、ピーク時、次2番目が令和12年度、これが現在の生徒と一緒に、令和12年が52名ですので今年と同じ人数、3番目が令和14年度、いわば平成24年度の審議会答申、全校生徒が45名以下になった場合には再編・統合を検討するというそういう答申がございましたので、令和14年度が41名になります。ですので、選択肢は令和9年、令和12年、令和14年という選択肢、そして再編・統合はすべきでないという選択肢でアンケートを取ったところでございます。

その結果につきましてですが、全てを合計しましてパーセンテージでいきますと、すぐにしたほうがよいという方が17%、まだしばらくはしないほうがよいというのが73%、まだまだという方が10%で計83%でございました。

再検討を始める時期についてですが、一番多かったのが令和14年という、言えば45名以下だったんですけれども、次が令和9年、そして令和12年ということでしたけれども、審議会としましては、やはりピーク時にもう一度すべきではないかということで、皆さんの意見は14年だったんですけれども、やはり前に前にやっぱり検討して、しっかりその後を見据えたほうがいいんじゃないかということで令和9年ということで答申をいただいたところでございます。

答申を読ませていただいてよろしいですか。——私どもが諮問した内容は、令和4年度別府中学校の全校生徒は52人で、平成24年の答申に示された45人以下ではないものの、1学年の生徒が15人以下になる学年があると。このような状況にある別府中学校について、今後の再編・統合についてどのように考えていけばよいかということ審議員の方々に投げかけました。

そして、4回の審議の中で、別府中学校の生徒は1年と3年生が15人であるものの、全校生徒は52人で令和9年には74人と増加傾向にあると、また、別府中学校は生徒一人一人に寄り添ったきめ細かな対応を行いながら、地域とともに1小1中の特色ある教育活動の推進に努めており、学力向上や地域貢献においても成果を上げていると。

このようなことから、現段階では、これまでどおり1園2校の連携を生かした別府校区のよりよい教育環境のもとで継続していくことが望ましいと考えます。

ただし、今後の生徒数を鑑みると、令和9年度に生徒数のピークを迎え、その後、減少傾向になることから、令和9年度に再度、枕崎市望ましい学校づくり審議会を開催する方向で進めることが望ましいと考えますという答申をいただいて、教育委員、それから市長にも報告をしたところでございます。

○5番（禰占通男） 今の在り方について。失礼な話かもしれませんが、今、教育長、総務課長、学校教育課長、本市の教育委員会ということで赴任していらっしゃるんですけど、本市の学校行政、今これ統合問題だけど、県内でも特異な地域として見られていますよね。こちらに来るときにはどのような意見をお持ちでしたかって本当は聞きたいんですよ。ここに赴任する前までですよ。鹿児島県内で統合してないのは本市だけですよ、多分。そこは今4番委員からもありました、前からもありました。

そうすると、小中一貫教育とかいろいろ示されて、それが進んでいるんですけど、その点につ

いて、今いろんな施設も老朽化、そしてまたいろんな事業もやりましようと言って、またほかの物件を買収してそれを充てましようとかって全部つながっているんですよ、これ。

だから、首長が市長選で一言も統合なんて言う首長は誰もいませんよ、今まで。本当はそこまで突っ込んでもらいたかった。だから、令和9年が意見が多いとか、令和14年がいいとか言いますが、私はもうちょっと早めるべきではないのと。かつてあの栗野小学校が泊のほうに移りましたが、坊のほうにね。知り合いがいましたからどうしてだったのって聞いたんだよ。前もここで言いました。

父兄から言ったの、それとも教育委員会のほうから来たのかって言ったら、結局、小学校に入って卒業するまで、ずっともう学歴でもその運動でも1番は1番だって。やる気がなくなると、子供たちが。そして、父兄からお願いしたということを知ったんですよ。それがもう20年、6年前になりますよね。

だから、もう審議会での検討もいいですけど、そのときと時代がちょっと変わっていますよ。あの頃はまだ少子化というものはあんまり見えていなかったんだけど、2万人を切ってもうなし崩しになっていますよ。だから、本当はもうちょっと私は急いでもらいたい。早めに結果を出してもらいたいと要望しときます。

○4番（沖園強） なかなか本音は言えないんですよ。地域住民も本音は言えない、親御さんも言えない。そういう検討会で地域の方々からの答申が出れば、致し方ないのかな。

だけど今5番委員から出たように、行政としての方向性を示せば、また、そっちのほうに大きく傾いていくのかなというところはあると思います。確かに教育の面から言って、メリット・デメリットあるんでしょうけど、部活もできないような中学校の実態というような状況を見れば、これどっちを選択すべきかなと。

南さつま市の長屋小学校においても今までずっと地域住民の高齢者が統廃合を望まないで、かえて今度は保護者のほうから統廃合への再編を望んできた意見が強くなって、5年度から統廃合ということになっているんですけど。

やはり、もうちょっとこうですね、さっき保護者とそれと地域の公民館長の方、自治会長の方々のアンケートだったんですけど、実際、実態はどうなのかなと私はいつも思っています。

実際、自分たちも金山小学校の統廃合に推進派と反対派と非常に地域がいろんな御意見があつてぎくしゃくした時期があったんですけど、そこを乗り越えるのには、やはり誰かリーダーがあれば乗り越えられると。いろんな、そうですね、ずーっと小規模校を維持しておいて、その地域からかえて若者がいなくなるんですよ、反対に。うちの場合はそうだったです。若い子供を持った親御さんたちが、また結婚を控えた青年たちが市街地のほうに住居を構えると。小規模校を嫌ってですね。それで、地域がどンドンどンドン廃れていったという悪循環ですよ、それ。そういったこともありますので、その点十二分に検討していただきたいと思います。

○委員長（中原重信） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で、消防費から予備費までの審査を保留いたします。

ここで午後1時10分まで休憩いたします。

午後0時1分 休憩

午後1時9分 再開

〔歳入〕

○委員長（中原重信） 再開いたします。

次に、歳入の審査に入ります。

予算書の12ページから41ページまでになります。

それでは審査をお願いいたします。

○9番（立石幸徳） ふるさと納税の令和5年度の対応のことです、一応4年度については、

もう補正のときにいろいろお尋ねをして教えていただきましたけど、今度のふるさと応援寄附金の予算計上を見ると、対前年度の予算、当初予算と比べて、9億ですか、減をしているんですね。

まず5年度当初の寄附金の算出の仕方といいたいでしょうか、どういう根拠でこういう金額を計上したんですかね。

○企画調整課企画調整係長（山神修一） ふるさと納税の歳入の金額につきましては、令和4年の当初29億円でございましたが、令和5年度は20億円とさせていただいているところでございます。これにつきましては、令和4年度途中の実績として、先日申し上げましたとおり、12月末で令和4年度の分が15億程度でございました。

今後、協議会の設立その他管理委託事業者の支援を受けて、新たな返礼品の展開ですとか、先日申し上げましたテクニカルな部分に対応していくことによって、寄附金を今年度より伸ばすということで、今年の実績を基に、若干積み上げた額として20億円とさせていただいているところでございます。

○9番（立石幸徳） 補正のときにもちょっと言ったつもりなんですけど、事業者としては4年度はある意味で特殊という大変な言い方になるんでしょうかね、5年度に向けては、委託事業者等との関係が正常化といいたいでしょうか、いい形になれば3年度実績あたりまでは頑張れるつもりですというような言い方をされているみたいなんですけど、市としてはそういう事業者の考え方ちゅうのは聞いてはいないんですか。

○企画調整課企画調整係長（山神修一） 事業者との話につきましては、本年に入ってからのございますが、今後前向きにふるさと納税を展開していきたいということでお話は伺っているところでございます。

○9番（立石幸徳） この件で最後にしますけど、私はもう少しですね、市当局といわゆる委託事業者にしろ、返礼品の事業者にしろ、考え方を密にして意見交換とかやっていたかかないと、何かその返礼品事業者自身もですね、この5年度の当初予算にも不満を持っているようなことも聞きますよ。

つまり、自分たちは3年度実績ぐらいまで頑張れるつもりなのに、何でそんな対前年予算より9億も減らしているのかと。要するに自分たちが思っていることを、全然聞き入れていないんじゃないかみたいな、そういうやり取りはなかったんですか。

○企画調整課企画調整係長（山神修一） 今おっしゃられている事業者に関しましては、先ほど申し上げましたとおり、前向きな御意見、取組というのもいただいているところではございますが、これにつきましては、現在の管理事業者との関係というものがございまして、そのあたりはクリアしてからという条件付ということで伺っております。

○9番（立石幸徳） 要望ですけど、いずれにしても、もう少し一体感を持った形でこのふるさと納税というのは取り組んでいただかないと、4年度みたいに対前年半分と2分の1というようなことでは極めて残念ですよ。何があってそんなことになったんかと言わざるを得ない。

当然いずれこの結果は、市民の間にもいろんな形で公表されていくんでしょうけど、十四、五億の財源ついたら、ちょっとやそっとの財源じゃないですもんね。そこはしっかりと今後これまでどおり、枕崎市のふるさと納税がですね、どんどんどんどんこう伸びていくような方向で頑張りたいとお願ひしておきます。

○6番（城森史明） 私は、市債についてなんですが、予算書で164ページかな。

令和5年度の市債額が24億ということで極端に増えている。例年の2倍ぐらいになっているが、実際その中身を見れば衛生費なんですよ。この衛生費の根拠について説明してもらえますか。

○財政課長（籠原正二） 令和5年度の地方債の発行の予定額ということで、予算に掲げた借入

額ですが24億4,633万1,000円と計上してございますが、このうち委員がおっしゃる衛生費の分が大きく影響しているということはそのとおりでございます。

それにつきましては、南薩地区衛生管理組合におきまして、新クリーンセンターの施設整備事業ということで、この事業に係る地方債の起債額が14億4,480万円となっております。この部分が大きく影響しております。

○6番（城森史明） 今年度の負担金だと思うんですが、ちなみに他の3市はどのような負担金になっているんですか。

○市民生活課参事（松田勇一） 他市の負担金について申し上げます。日置市26億2,628万7,000円、南さつま市20億0,482万5,000円、南九州市15億5,317万円となっております。

○6番（城森史明） これも今まであった均等割の3割、人口割7割ということの条件でしょうか。

○市民生活課参事（松田勇一） 委員が言われましたとおり均等割3、人口割7という負担割合になっております。

○6番（城森史明） 次にですね地方交付税なんですが、以前までは減少してきたんですよ、地方交付税は。ここ近年上昇気味になっているんですが、いろんなふるさと納税の寄附金やら考えたときに、地方に対するあれは減少していくんじゃないかって思うんですが、ふるさと納税額も増えながら、交付税も増えている。これは何らかの関連はないのか、それと基準財政需要額と収入額の中身が変わったのか、これはどうなっているんですかね。

○財政課長（籠原正二） まず地方交付税につきましては、基本的には大きく、基礎数値として反映されますのが人口になります。

人口減少にしたがって、それぞれの自治体が必要とする経費が少なくなるであろうということで、その点については減少傾向ということが言えるのかもしれない。

ただ一方で国が進める施策の中で、例えば令和5年度につきましては、地域デジタル社会推進費であるとか、こういったものが特例加算としてあると。特例加算分はほかにも、まち・ひと・しごと創生事業費であるとか、こういった部分が、地方が今後進めていくために必要な経費であろうというものが加算されていくと、その部分が増える要因になっているということで、国の施策によって増減する場合もございます。

そして、ふるさと応援寄附等の関係でございますが、確かに報道等におきましては、特に都市部の団体におきまして、ふるさと応援寄附金を多く受けている地方に対して、交付税との兼ね合いでそこを反映させるべきではないか、という声もあるということでの報道もなされているようでございます。ただ、現時点での制度といたしましては、それぞれの自治体に対する任意の寄附という形になります。交付税との関係性といえば、例えば寄附をする場合、まずその寄附金の控除というものがなされますので、寄附をした方が住んでいる自治体の分の税収が少なくなっていくということがあります。

不交付団体が多いですので、その分が純粋に税金が入らなくなると。

交付税を受けている団体であれば、その減収分の75%が普通交付税で見られることになり、そういったことで、基準財政収入額への影響が出てきますが、本市にとっては、寄附額が大きくなっておりますので、ふるさと応援寄附の関係でいえば、そこまで大きく影響はしていないというところでございます。

あと、地方交付税が今年度大きく増加していますが、一方で臨時財政対策債が減少しております。これにつきましては、国全体の税収が増えるという見込みがありまして、財源不足というのが国全体の中で、地方と国が折半すべき財源として、臨時財政対策債が発行されるんですが、その分の不足額が少なくなっておりますので、臨時財政対策債が減少している。

総額を申し上げますと、臨時財政対策債を加えた地方交付税は、去年とほぼ変わらない状況で

ございます。

○6番（城森史明） 以前は33億ぐらいまで減少した時があつて、そのときに県内でも、本市だけが何か非常に少ないような感じで議会内でも議論があつたんですが、ほかの19市と比べてときに、本市の地方交付税というのは、どんな感じなんですか。同様に他市も増えているのか、臨時財政対策債プラス地方交付税で支援というものを国は考えているような状況でしたよね、今話を聞けば。

対策債が減ったから交付税が増えているんだっていう、その辺のところは、他の19市と比べてどんな感じなんですか。

○財政課長（笹原正二） 地方交付税及び臨時財政対策債の額につきましては、それぞれの団体の事情によるところも大きいところでございます。

基本的には大きくは人口をベースとして算定されますが、例えば過疎対策事業債でありますとか、いろんな地方債を借りるときに、返していく段階におきましては、地方交付税で措置される分があります。

本市は以前、過疎対策事業債が借りられない時代がございました。それで地方交付税措置率の低い地方債を借りていたということになります。それが、平成26年度から過疎対策事業債が借りられるようになりまして、そこから毎年度借りる中で、過疎対策事業債に係る元利償還金も増えてきているということで、その分が本市については、借金を返していくのも増えますけど、交付税で入ってくるのも増えてくるというような状況の中で増えている部分もあります。

例えば合併団体におきましては、合併特例債でありますとかそういうものもございます。あとはその地域の事情によりまして、抱えている施設であるとか、あとは高齢者の数であるとかそういういったものでも、交付税については左右されるものでございます。

○9番（立石幸徳） この臨時財政対策債の関係でですね、今財政課長の説明では、国の税収が非常に上がってきているので臨財債のほうの発行が少なくて済むという説明になっているんですけど、まず本市のここ5か年ぐらいの臨財債の推移といたしまして、年度ごとに言う必要もないですけど、5年前と現在の今度の令和5年度の発行額ちゅうのはどんな感じになるんですか。

○財政課長（笹原正二） 臨時財政対策債の発行可能額につきましては、平成30年度の実績から申し上げます。

平成30年度が2億9,479万4,000円、令和元年度が2億3,284万5,000円、令和2年度が2億2,804万1,000円、令和3年度が3億0,818万7,000円、令和4年度が8,551万4,000円、本年度につきましては4,813万1,000円となっております。

○9番（立石幸徳） 令和3年度は特殊な事情もあつたんでしょうけど、押しなべてずっと大きく減少してきていると言えらると思うんですね。

先ほど国の税収が上がったから臨財債発行は減ってくるちゅうんですが、基本的な考え方としてですね、もう臨財債そのものは、もう解消といいましょうか、なくそうというような動きもあるかと思うんですけど、その辺について財政当局はどう考えておるんですか。

○財政課長（笹原正二） 臨時財政対策債自体が地方税であるとか国税であるとか、そういう一般財源で賄えないものを、臨時財政対策債を発行してそこを穴埋めするという制度でありまして、その分を後年度の基準財政需要額に入れまして、手当てされるという形になっておりますが、基本的にはそこは、後年度の税収の前借りみたいな形にはなっておりますので、当然ながら、税収が上がってくれば発行を抑制していくのが理想とされております。

ですので、今回地方と国が折半する財源不足が令和4年度、令和5年度2年連続で生じていないということで、その分を穴埋めするための臨時財政対策債は発行がないということになります。ただこの臨時財政対策債で穴埋めすべきものとしたしましては、以前発行いたしました臨時財政対策債の償還分につきましては、その分を穴埋めするために、また臨時財政対策債を借りてい

くというような形もありますので、額が少なくなっても残っているという形になっているところがございます。

○9番（立石幸徳） 以前も決算時点で申し上げたことがあるんですけど、つまり全国自治体のいわゆるバランスシートですよね、地方公共団体のバランスシートをつくるとき、この臨時財政対策債ってつくもんだから、貸借対照表上は負債勘定になっていくわけですよ。

そして本来は今るる財政課長が説明したように、交付税に代わるべきものということで資産勘定ですよ、本当なら。その辺もきちっと整理してもらわんと、せっかく御苦労して財政課の皆様がバランスシートを作っても、何かその資産に入るものが負債に載っていて、これどうなのかということもあるので、その辺は正確にまた市民に分かるようにしていただきたいと思えます。

それから全く別件、予算書の23ページなんですけど、子ども・子育て支援交付金2,994万3,000円ですかね。この支援金の算出根拠はどうなっているんですか。

○福祉課長（福永賢一） 子ども・子育て支援法に基づく市町村が実施することとしている13事業があるんですが、例えば、地域子育て支援拠点事業といたしまして、立神のキッズという支援センターがあります。そこの運営費でありますとか、健康課が実施している乳幼児家庭全戸訪問事業でありますとか、そういった子ども・子育て支援事業に関する負担になりますが、これが国、県、市それぞれ3分の1負担ということで、国庫支出金は事業費の3分の1ということで2,994万3,000円ということになります。

○9番（立石幸徳） そうすると、県のほうも同じく3分の1の同額が出ているっついうことなんです。こども家庭センターの運営に係る財政支援っついうことでの資料では、この部分は利用者支援事業、つまり使っている利用者に応じて増減していくことになるんですか、利用者の支援なんですよ。

○福祉課長（福永賢一） この利用者支援事業につきましては、子ども・子育て支援事業の中の一つのメニューで、ここの部分で子育て世帯包括支援センターの運営についての事業となります。この分の積算根拠については、確認しますのでお時間ください。

○9番（立石幸徳） いやちょっと後の部分が聞き取れないんですけど。

○福祉課長（福永賢一） この利用者支援事業に係る分の積算の根拠等については、確認のため御時間をください。（「総括のときでもいいですよ」と言う者あり）

○9番（立石幸徳） それからもう一点、同じく4月からこども家庭庁というのがスタートしていますよ、そして令和6年からはこども家庭センターが求められていると。こども家庭センターの求められている部分として、今言った子育て世代包括支援センターともう一方、こども家庭総合支援拠点、これは福祉課でして、これは当局が出した資料でもこども家庭総合支援拠点は本市にはつくられていないと。しかし、こども家庭総合支援拠点に関わる財政支援というのは、この予算上はどこにも出てこないんですか。

○福祉課長（福永賢一） 今回は取得費のみ予算計上しておりますので、またそこが御理解いただけたら、また次の段階でという形になると思っております。

○9番（立石幸徳） あとは総括で聞きます。

○5番（禰占通男） こども家庭センター、保健センター、それについては取得のみって言うけど、39ページの市債の部分には、保健センター設置事業とって過疎債対策事業で市債を440万組んでありますよ。設置事業ということでしょう。

○健康課長（西村祐一） 申し訳ございません。先ほど福祉課長が取得経費のみと申し上げましたが、440万につきましては、設計委託業務に係る部分でございます。その分が440万、今回は取得経費と設計業務委託の経費、合わせて7,440万を歳出では計上しているところでございます。

○13番（清水和弘） 23ページなんです、この子ども・子育て支援交付金、この内容について

お願いします。

○委員長（中原重信） 清水委員、先ほども……。

○13番（清水和弘） 聞いていなかった。

生活困窮者就労準備支援等事業、生活困窮者、就労者の状況はどうなっとんですか。

○福祉課長（福永賢一） 生活困窮者就労準備支援事業につきましては、本市では、令和4年度より実施しております。就労意欲の低下や就労に必要な実践的な知識、技能等の不足、基本的な生活習慣に課題を有するなど複合的な理由により、就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対して、その段階に応じて一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援、または就労意欲の喚起や日常生活、習慣の改善を計画的かつ一貫して実施し、就労の可能性を高めることを目的としておりまして、現在、グリーンコープというところに委託して実施しております。補助率については、国が3分の2であります。

実施場所、実施方法としましては、市役所内で相談等を行いまして、週1日程度、実施期間は1年を超えない期間として自立相談支援機関のアセスメントにおいて、就労につなげるような支援をしております。令和4年5月31日現在の支援件数としては、今のところ1件対応しているという状況です。

○13番（清水和弘） この生活困窮者、就労だから、年齢の区分はないの。

○福祉課長（福永賢一） 基本的に一般就労できる年齢の方であれば対応可能ということです。

○13番（清水和弘） そういう人たちの困窮者の場合、生活支援状態っていうのは、今市が出しとるお金で十分と、そういうふうな考えでいいの。

○福祉課長（福永賢一） 生活困窮者の支援は、幾つかメニューがございますけれども、その部分については生活保護に至らない程度でありますけれども、一般的な生活よりも困窮している状態にある方ということで、また生活保護になる方については、生活保護で支援していくということになります。

○10番（下竹芳郎） 20ページの衛生手数料の狂犬病予防関係手数料なんですけど、これ犬の登録数というのはどのぐらいいるんですか。

○市民生活課長（日渡輝明） 1月末現在の数字になりますけど、登録頭数は818頭でございます。

○10番（下竹芳郎） これはあくまでも登録されている件数なのですが、登録されていない犬ももちろんいるんですよ。登録せずに飼っている犬もいますよね。

○市民生活課長（日渡輝明） 基本的には、生後90日を超える犬については登録することが法で定められておりますので、登録されていない犬について確認は取れていないところでございます。

○10番（下竹芳郎） この飼い犬なんかで何かトラブルとかは。

○市民生活課長（日渡輝明） 散歩におけるマナーであったりとか、特に犬のふんの処理、ノーリードでの散歩、そういったことに対する苦情といいますか、意見は寄せられることがございますので、該当者が判明している場合については、直接出向いて飼養に係る指導等について行っているところでございます。

○10番（下竹芳郎） そういうマナー等の周知はよろしく願いいたします。

○13番（清水和弘） 23ページなんですけどね、4番のところの都市計画費補助金、これのですね、安心対策事業とあるんですけど、どういう事業なんですか。

○建設課長（松田誠） 防災・安全交付金事業の都市公園安全・安心対策事業でございますけれども、これまで防災・安全交付金事業において、遊具などを更新する公園施設長寿命化対策支援事業とトイレを改修する都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業により都市公園の整備を行ってまいりましたが、令和5年度より都市公園安全・安心対策事業に一本化され、交付金が交付される

こととなりました。

事業の内容としましては、遊具の更新でありましたり、塩浜公園のナイター設備の更新でありましたり、公園のトイレのバリアフリー化などがございます。

○13番（清水和弘） 公園においては木が大きくなり過ぎるとかもあるんですけど、そういうやつの剪定とかそんなのには使われないの。

○建設課長（松田誠） 木々の伐採関係については、維持管理の範疇ですので、交付金事業の対象にはなりません。

○12番（東君子） 今の防災の上、交通安全対策補助事業（通学路緊急対策）なんですけど、これの中身を教えてください。

○建設課長（松田誠） 道路橋りょう費補助金の中で、今5件ほどの補助事業、交付金事業等がありますけれども、この上から3つ目、防災・安全交付金事業の道路改良事業、それと交通安全対策補助事業の地区内連携、交通安全対策補助事業の通学路緊急対策、これにつきましては前年度までは一本化されていまして。

防災・安全交付金事業道路改良事業として一本化されていましてけれども、子供の移動経路・通学路等の安全推進会議におきまして、保育園、幼稚園、各小中学校からの安全対策に関わる要望箇所を中心に警察署などの関係機関と協議しまして、歩車道や側溝の改良により、交通安全対策に取り組む事業でございます。

これまでは、防災・安全交付金事業により取り組んできましたが、全国的に登下校中の子供たちの事故が多発しています。国の施策によりまして、これまで防災・安全交付金事業で取り組んできました路線のうち、子供の移動経路・通学路等の安全推進会議により取り組む路線については、交通安全対策補助事業の通学路緊急対策として、その路線のうち、ゾーン30プラスエリアとして取り組む路線を交通安全対策補助事業の地区内連携として、国費が割り当てられております。

いずれの事業につきましても、歩車道や側溝の改良によりまして、交通安全対策に取り組む事業内容であります。

○12番（東君子） 非常にですね、通学路、ここに対して結構相談を受けたりとかすることがあるんですね。

ここをもっと安全なスクールゾーンにできないかとかですね、あそこのところがきれいになったけれども、具体的に言いますが、桜山の小中学校のあそこら辺も住民の方から要望があって一緒に見に行ったりとかしたんですが、こういった要望があったときにですね、実際は、その声を具体的に現実化して希望をかなえるためには、どこに声を上げていったらよろしいんですか。やっぱり警察の公安とかそういう感じなんですかね。

○建設課長（松田誠） これは教育委員会が所管になりますけれども、先ほどから出ています子供の移動経路・通学路等の安全推進会議とあります。これは各小中学校の代表であったり、幼稚園、保育園、警察署、道路管理者、国県道含めてですけれども、その方々が会する会議があります。これ年2回ありますけれども、その中で各小中学校とか幼稚園、保育園から出た要望をその中で議論し合ひまして、警察でやる仕事、国でやる仕事、県でやる仕事、もしくは建設課でやる仕事に振り分けて対策を講じていくこととなります。直接的にどこに要望すればいいかといえば、学校の関係だったら小学校、中学校に要望するとか、建設課でも直接要望されても構いません。

○12番（東君子） 分かりました。

○4番（沖園強） 今の問題なんですけど、この交通安全対策特別交付金は、反対に減っているんですけど、これとの関係はどうなっているんですか。

○建設課長（松田誠） 交通安全対策特別交付金、令和4年度が280万、令和5年度240万の交付となっております。

これ年々減少しているところですが、直接、交付金事業があるからとかいう形の関係はありませんが、原資自体を交通反則制度に基づき納付された反則金収入としていますので、反則金が減って原資が減ったために、その割合が減ってきているのだという判断をしております。

○4番(沖園強) そういう判断をしているということなんだけど、通達か何かないもんなの。

○建設課長(松田誠) これらの交付金、こちらから要望額とか要望書とかそういうのではなくて、国から幾ら交付されますという一方的といいますか、その通知で交付金を割り当てるものがございます。

○9番(立石幸徳) あらましの19ページですね、歳入部門の4年度、5年度の対比なんですけど、この中で増額で一番目立ってくるのは、国県支出金は別にして、地方消費税交付金が5,300万ぐらい4年度とすると増になっているんですね。これはどういった事情で消費税交付金が伸びてきているんですか。

○税務課長(鮫島眞一) 地方消費税交付金につきましては、県からの交付予定見込みの通知をもって予算計上をしておりますので、県からの通知を基に計上している形になります。

○9番(立石幸徳) 県からの通知を、ただああそうですかじゃなくて、担当のほうではなぜ増えるのかっていう分析はしていないんですか。

○税務課長(鮫島眞一) 中身につきましては、財源が消費税になってきますので、その部分がやはり今年度増額になると国で見込んでいる結果が、本市への通知になっているかと思えます。

○9番(立石幸徳) もう少しこの5,000万ぐらい増えるちゅうのは、そういう国が見込んでいるとか、県が通知してきているとかいうんじゃないですか、我が市がなぜこういう増額になるかちゅうのはきちっと分析すべきじゃないですか。県とか国もただ通知書が1枚来るだけで、理由までは書いてないんでしょうけど、前年度との比較でここが変わってきているんだちゅうのなんか調査をする必要があるんじゃないんですか。

○税務課長(鮫島眞一) 地方消費税の市町村への交付金につきましては、地方消費税と消費税が合わせて国に納付がされ、納付があった月の翌々月の末日までに都道府県に払い込まれる仕組みとなっております。

都道府県に払い込まれた地方消費税から国に支払った取扱徴収費を減額して、消費に関連した基準等によって都道府県間で案分して精算する複雑な仕組みとなっております。

精算後の2分の1に相当する額を案分して市町村に交付するような仕組みとなっておりますので、本市において、消費税交付金の増額要素について、中身を精査する部分についてはなかなか難しいところがあるかと認識をしております。

○9番(立石幸徳) 国が県に示す場合は、今言ったように案分で理解できるんですけど、県が各鹿児島県43自治体にこの交付金を振り分ける場合は、どういうことをされるんですか。

○税務課長(鮫島眞一) 県が各市町村に案分する仕組みとしましては、人口による案分率と従業者数による案分率で各市町村に振り分けるような仕組みとなっております。

○9番(立石幸徳) 本市の従業者数は何名になっているんですか、その際の今その案分する場合の本市の従業員の数。

○税務課長(鮫島眞一) 県からの示された文書によりますと、1万0,141人という数字が記載されております。

○9番(立石幸徳) 手元に資料を持ち合わせているかどうか知りませんが、よかったらこの1万0,141人、この部分のこれまでの推移とか流れを後もってでも報告していただきたいと思います。過去5か年分ぐらいですね。

○税務課長(鮫島眞一) 手元に数字を今持ち合わせておりませんので、その部分を整理させていただければと考えております。

○5番(禰占通男) 今の地方消費税の交付金に関するんですけど、昨今、昨年度からずっと

物価が上昇しているんだけど、そうすると消費税も増えますよね、もう自然に。1.5倍、下手すると2倍ぐらい物価が上がるちゆうことは、消費税もどんどん払い込まれている。それについて、国とかはどのぐらい上乘せとかそういう指導というのはおかしいけど、このぐらいはみなさいよとか、何か指導とか報告というか方法は何か示されているんですか。

○**税務課長（鮫島眞一）** 国から直接市町村へ示されているものはありませんが、県から令和5年度の税制改正等の説明資料等の通知がありますので、その中で交付金関係の概要が示されています。

その中で、先ほど申し上げた部分になるんですけれども、県から市町村に先ほど申し上げました人口による人口案分率、または従業者数、それによる案分率等が示されて、最終的には本市で予算計上する形になっております。

あくまで今後の見込みになる部分になりますので、この資料等を参考に当初予算としては積算せざるを得ないという状況になっております。

○**5番（禰占通男）** あともう一点、最初予算の審査に入る前に、この市税とかは税制改正でここに示されているものだという説明があったんですけど、約2,000万円減ということは、これはまた本市の実情に合わせてこの額になっているんですか。市税に限って言えば、どうですか。

○**税務課長（鮫島眞一）** 市税に関しましては、特に市民税、個人市民税、法人市民税に関しましては、本市の状況、本市独自の推計方式を取りまして、数値を基に予測をしております。

○**9番（立石幸徳）** 地方消費税の交付金の関係ですね、これ令和5年度の予算額が5億2,570万、予算額ではですね、増額分じゃなくて。これの関係で、あらましの22ページ、地方消費税交付金が充てられる社会保障施策に要する経費ちゆうことで、ここの6行目ぐらいからですか、歳入が2億8,270万と予算額5億2,570万、この違いは何になってくるんですか。

○**税務課長（鮫島眞一）** 地方消費税交付金は、本来の地方消費税交付金と社会保障財源交付金の2つから構成されている部分になっております。

社会保障財源交付金が2億8,270万円となっておりますので、こちらの数値が先ほどの地方消費税交付金社会保障財源化分が充てられる社会保障施策に関する経費の金額に入ってきているかと思っております。

○**9番（立石幸徳）** もうちょっとすっきりしないんですが、そうすると、5億2,570万から社会保障財源の約2億8,200万を差し引いた差額は、社会保障以外に使われていると、こういう理解でいいんですか。

○**財政課長（籠原正二）** あらましの22ページの上のほうにありますとおり、この社会保障財源化分といいますのが、消費税が5%から8%に平成26年4月1日に引き上げられたことに伴いまして、その増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされているというところがございます。つまり引き上げられた分がこの社会保障財源化分と。

先ほど申しました差額分といいますのが、従来からの消費税交付金になりますので、これはもう純粹に他の一般財源と同様の取扱いで使われているものとなります。

○**福祉課長（福永賢一）** 先ほど9番委員からの子ども・子育て支援交付金の中の利用者支援事業の積算に関しまして、お答えいたします。

これにつきましては、利用内容とか利用実績とかそういったことに基づくものではございませんで、設置運営していることに対する基準額での交付ということになります。

毎年基準が変わるんですけれども、今年度の基準につきましては、保健師等専門職員のみを選任により配置する場合ということで、1か所当たり927万4,000円となっております。

先ほど、子ども・子育て支援事業につきましては国が3分の1、県が3分の1、市が3分の1と答弁いたしましたが、ほとんどの事業がそうであるのですけれども、この利用者支援事業につきましては、国が3分の2、県が6分の1、市が6分の1となっておりますので、先ほど9番委

員の質疑の中で、県も同じ金額ということで、そのとおりですとお答えしたのですが、県の子ども・子育て支援交付金につきましては、200万程度国よりも少ない交付金になっております。大変失礼いたしました。

○委員長（中原重信） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で、歳入の審査を保留いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後2時8分 休憩

午後2時17分 再開

〔総括〕

○委員長（中原重信） 再開いたします。

次に、一般会計全般の総括に入ります。

○財政課長（籠原正二） 先ほど4番委員から御質疑のありました学校給食に係る財政措置、基準財政需要額にどれだけ算入されているかということに対する質疑に対してお答えいたします。

学校給食に対する地方財政措置といたしましては、普通交付税で措置されております。普通交付税の項目といたしますが、給食の委託ということで運営の委託に係るものになっております。その分につきまして、交付税措置として算定されておりますのが3,370万円程度となります。対応いたしますのが、今学校給食センター管理費の予算額に対しましてこの3,370万円が地方交付税措置されているということになるかと思っております。食材費については、交付税措置の対象とはなっていないところです。

○委員長（中原重信） それでは審査をお願いいたします。

○9番（立石幸徳） 学校給食の関係ですね、これはちょっと繰り返しているののでできるだけ重複は避けますが、令和5年度南九州市が学校給食の無償化に取り組むという前段っていうかですね、南さつま市に隣接する南九州市の地域、具体的に言うと旧川辺町の部分が相当南さつま市への移住といいたまいますか、流出している状況。これを数年前からの南九州市議会でも一般質問もされておりますね。今度、もうそういう南九州市からの流出状況を南九州市の当局も、これは何らかの対応をしなければならぬと思うんです。そういう意味から、学校給食にいろんな対策をしてきた。

そうすると、枕崎市はですよ、無償化をする南さつま市にも、また南九州市にも当然、隣接地域ちゅうのはあるわけですよ。枕崎市の南さつま市への隣接に限らず、人口流出っていいましょか、特に子育て世代の流出、この辺は、行政のほうではつかんでいるんですかね。

○教育長（木之下浩一） 人口流出とかそういうことについての実態は、私はつかんでおりませんが、児童生徒の転出については、南さつま市へはほとんどございません。

○9番（立石幸徳） 市民生活課の異動等の把握はどうなっているんですか。

○市民生活課長（日渡輝明） 手元に令和2年度のデータしか持ち合わせておりませんが、令和2年度における南さつま市への転出55件、南九州市への転出が43件、転入についてはですね、南さつま市からの転入が61件、南九州市からの転入が37件となっております。

○9番（立石幸徳） 令和2年度分しか持ち合わせていないちゅうんじゃないですか、やっぱりざっと経過ちゅうか、状況は把握する必要があるんじゃないですか。

○市民生活課長（日渡輝明） 今この場に令和2年度までの分のデータしかちょっと持ち合わせてないということで、先ほどお話をしたところです。

○9番（立石幸徳） もうちょっと正確に、その令和2年度までちゅうのは、いつから令和2年度までなんですか。

○市民生活課長（日渡輝明） 今、手元に令和2年度までの分のデータしか持ち合わせてないということで答弁をしたところでした。今、手元に持ち合わせている数字というのが、平成29年

度から令和2年度までの4年間のデータとなります。

○5番（禰占通男） 今ちょっと数字が出ましたけど、これ出るのも98件、こっちへ転入するのも98件ということですか。

○市民生活課長（日渡輝明） 令和2年におきまして、南さつま市、南九州市への転入・転出は同数であったということです。

○5番（禰占通男） この他市への流出ってということで考えられるのが生活費の助成とかいろいろ出ていくところがよかったとか、子育て費の助成が多いとか、そして、あと住宅を取得するのに、いろんな助成があるとか、そしてまた環境的にいいとか、そういった生活する面で枕崎市よりあっちがいいから、ほんならあっちで子育てしようとか、そういう実績っていうのは分かっていないんですか。私は一番ここを気にしているんですけど。

○9番（立石幸徳） 南さつま市から枕崎市への転入がですよ、61件、これ旧坊津町の関係がですね、どうなっているのか。

要するに申し上げたいのは、この年度もだけど、地域的にも精査してですね、やっぱりしっかりした本市の人口減少あるいは人口対策といえいいでしょうか、その点は立てておくべきじゃないですか。

○副市長（本田親行） 転入の理由、転出の理由、それぞれ職場の関係であるとか御事情もあらわれると思います。9番委員がおっしゃるとおりに、細かい分析等も行って、子育て支援の政策への対応についても検討していく必要があるものと考えておりますので、そういった南さつま市への転出であっても、どの地区かといった細かい分析をまた行って、施策の立案に役立てていきたいと考えております。

○12番（東君子） 給食費のことなんですけれども、私は一般質問を2回ぐらいした記憶があります。最初の一般質問ではですね、もう枕崎市に給食費を出せ出せっていう感じの一般質問だったんですが、2回目は変わりがまして、もうこれはやはり国が、日本の子供たちは国の宝だということで国が出すべきだと気持ちが全面的に変わりました。

それで私が一番心配していたのは、何十年前、自分が小さいときは、テーブルの学校の机の上ですね、自分の家が大変だという紙を確か提出しなければいけなかったって。それが、何かすごく子供たちにとってもかわいそうっていうかですね、そういうイメージがあったんですが、割と今若い方々とお話をすると、意外とあっけらかんとしていて、うちもお願いしたわよみたいな感じで、お母さんたちの感覚がですね、大分ちょっと違ってきているなって思っているところですが。

たしか前の質問のときの回答で、国からの援助っていうか、それをもらっている方が給食費が免除になっている方が結構多かったような気がするんですが、大体何%ぐらいだったですかね。

○学校教育課長（中村克己） 就学援助につきましてお尋ねがありましたので、本市での就学援助につきましては、令和3年度が234、それから令和4年度が245計上しているところでございます。

○12番（東君子） こども家庭庁、これが新しく、給食費もやはり日本の子供たちは国の宝ということで推し進めていってくれるのではないかと私的には期待を持って、もうこれは国が絶対的にやるべきだと私個人は考えているところなんですけど、今後の展開として、教育委員会では、国のあるべき姿っていうのはどういうものだと考えていらっしゃいますか。

○給食センター所長（宮原司） お尋ねの件について、今政府が異次元の子育て支援政策ということでいろいろ検討されている状況でございますけれども、そんな中で、国の方針、国の責任で給食費無償化という場合については、本市教育委員会においても、そのように対応していくものと考えております。

○12番（東君子） やはりですね、限りある財源をですね、国がやっていただければ、その分

が市民の方々に満遍なく行き届くような気もするので、もう国もぜひ責任を持ってやっていただきたいなど、今見守っているところです。

○9番（立石幸徳） このこども家庭庁の関係から、こども家庭センターというのが求められている。そういうことで、本市がまた5年度当初予算に保健センターの再提案ちゅうことが出ているわけですので、この点を幾つかお尋ねをします。

午前中も学校現場、小学校、中学校の特別支援を必要とする実数も報告がございました。全国平均で8.8%だけど、本市は14.6%と倍近い、倍とは言いませんけど、倍近いそういう支援が必要な児童生徒がいるわけですね。

今度のこども家庭庁も、もう4月、あと2週間ぐらいしたらスタートしますが、趣旨っていうのをここに私は持ち合わせているんですが、ちょっと一行だけ読みますと、子供が自立した個人として、ひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、子育てにおける家庭の役割の重要性ですから、支援を必要とする児童生徒をどうするかっていうと、学校現場だけの問題じゃないですよ、はっきり言います。家庭の役割、これが重要なんだちゅうことで、今度4月からこども家庭庁が始まるわけですよ。

そこで、こども家庭庁ができて、こども家庭センターの業務としては、今度の予特の資料が担当から出されていますけど、子育て世代包括支援センター、これは母子保健法に基づく。それから子ども家庭総合支援拠点、これは児童福祉法を根拠として、この2つの組織を統合するんだと、こども家庭センターですね。

当局が出した資料の1ページですよ。その説明において、本市には子ども家庭総合支援拠点は設置されておりませんという説明でしたが、これはなぜ未設置になっているんですか。

○健康課長（西村祐一） 子ども家庭総合支援拠点につきまして、その設置基準というのがございまして、必要な設備といたしまして、相談の秘密が守られる相談室、親子の交流スペース、事務室、その他必要な設備を設けることが標準とされております。

業務自体につきましては、福祉課の社会係で担っておりますが、社会係が入っております本庁舎内に親子の交流スペースなどについては設置することが不可能であったために、本市は業務自体は福祉課で行っておりますが、この支援拠点の設置はされていないという状況でございます。

○9番（立石幸徳） 要するに物理的な問題ちゅうことですか。

○健康課長（西村祐一） そのとおりでございます。

○9番（立石幸徳） そういった物理的な問題で、機能はしているけど云々って言われますけどね。さっきの歳入部分でもちょっと聞きましたが、総合支援拠点に関わる財政支援はどうなっているんですか。

○福祉課長（福永賢一） 先ほどは、子育て世代包括支援センターに関する部分の利用者支援事業ということでの13事業の中の基準額等の答弁をさせていただきましたが、それについて3分の2国の補助があるということで、歳入で子ども・子育て支援交付金ということで説明をさせていただきました。

子ども家庭総合支援拠点の財政支援につきましては、別途、補助金がございまして、2分の1補助する事業がございまして。それについては、本市は設置していないので歳入がないところですが、事業名としては市町村子ども家庭総合支援拠点運営事業ということで、補助率としては国が2分の1となっております。

○9番（立石幸徳） 後もってでもその追加の説明もしていただきたいんですが、私は当初言ったように、午前中、学校現場は支援をしなきゃならない児童生徒がすごいんだという説明ですよ。そして、本市が本当に子育て支援というものをどう考えるかちゅう上で、物理的な事情でこの拠点もつくっていない。そういうことを考えたときにですね、これから、こども家庭庁からいろいろと私は政策が打ち出されてくると思いますよ。

つい昨日、おとといですか。さっきも出た困窮世帯に、また子育て世帯の困窮世帯に5万円を支給するちゅうのが一応検討されていますよ。そういうことを含め、いろんな政策が出てくる。そうすると、県にはですね、私も最近初めて知ったんですけど、子ども家庭課というのがありますよ。なんかその子ども家庭庁を見通したような子ども家庭課ちゅうのが鹿児島県にはございませぬ。

我が枕崎市では、その子ども家庭庁からのいろんな通知文書かれこれちゅうのはこの統合したものが出されてくるんですが、これは子ども家庭庁の通知文書は本市ではどこが受け取ることになるんですか。

○福祉課長（福永賢一） それらの関係につきましては、県の子ども家庭課に福祉課が窓口と登録をさせていただいておりますので、福祉課に連絡が来ることになっております。

○9番（立石幸徳） いずれにしても、子ども家庭センターのガイドラインが、5月に正式にガイドラインを出しますっていうことですよ。5月を待っているわけにいかんだけでも。

そういう中でですよ、私は子ども家庭センターにどういう形で我が市が対応していくかという、一体的な業務のできるスペース、そういうことが極めて大事な必要もあるものとなっていると思うんですよ。

ただそれをしないと、我が市が子ども家庭センターのいろんな業務をな、どう対応していくのか、全然、見通しちゅうかイメージもできないんですけどね。仮の話をあまりすることはよろしくないんでしょうけれども、この子ども家庭センターちゅうのは、本市の場合は設置するのか、しないのか。

あるいはその設置する場合において、新しい館がある場合と現況のままと、どうなるのか。その辺までは詰めていないんですか。

○副市長（本田親行） 今回、改めてまた医療施設跡の土地、建物の予算をお願いしているわけですけども、医療施設跡につきましては、児童福祉、母子保健の機能を併せ持つ子ども家庭センターの設置に加えて、老人保健、精神保健及び地域包括支援センターの業務を行う保健センターとして活用していくという考え方で、今回また改めて土地取得、建物取得及び設計の予算をお願いしているところでございます。

保健センターとして活用していくためには、施設の整備でありますとか、また組織の検討もございしますので、それをこちらの考え方としましては、5年度に整備、6年度に組織の検討等も行って、7年度からの運用開始を目指してという考え方で現在のところおります。

○9番（立石幸徳） 当然、予算を上げて提案をされているから、今副市長が言われたような説明になると思うんですね。

仮に、想定していることが実現しなかった場合はこうなりますとかいうようなことは、副市長からは当然言えないでしょう。ただ、現実問題としてですよ、そういったことが起きた場合は、先ほど福祉課長が言ったように、県の文書は福祉課に子ども家庭課からどんどん来る。それは本市の場合、今現在は健康センターに子育ての包括支援センターがあるわけでしょう。当然一体的業務ですから、1回1回ちゅうか包括支援センターまで走って行って、そこでまたいろいろやってそういうことがもう容易に予想されますよ。そうじゃないんですかね。

○健康課長（西村祐一） ただいま委員から御指摘がありましたとおり、現状ではそういった状況になるのではないのかとは思っております。

今回保健センターの設置目的につきましては、先ほども副市長からもありましたが、こういった子ども家庭センターや高齢者も含む成人保健、そういった事業に加えて地域包括支援センター、こういった業務を行いますので、対象といたしましては、妊産婦から子供、あとは大人の方、高齢者、全ての市民を対象とした業務を行う目的で設置を考えております。

一番の目的につきましては、保健師をはじめとする専門職の集約化ということで、こういうこ

とを行いまして、より効率的で効果的な事業を展開していこうと考えております。

ちなみにお隣の南さつま市におきましては、令和2年度に子育て世代包括支援センターを管轄する係と、子ども家庭総合支援拠点については南さつま市もまだ設置はされておられません。その業務を担う係が同じ課に、こども未来課というところなんです。そこに集約されて建物自体も同じところに設置されている状況で、話を聞けばやはり、それぞれの包括支援センターには、保健師を重点的に配置して、支援拠点の業務を担う係には相談員を配置して、それぞれの案件に関しましては、お互い保健師と相談員と話を同時に進めて、聴取して事業を進めていくような形で今実際業務をされているようでございます。

本市におきましても、そのような形でどうしても進めたいという考えがございますので、今回そういった形で、こども家庭センターを含む業務を行います保健センターの設置事業ということで、予算を計上させていただいている状況でございます。

○9番（立石幸徳） 私は数年前からの全国的なといましようか、鹿児島県でも特に出水市あたりで起きた虐待の問題、つぶさに私自身もそういう経過状況を知っているわけじゃないですけど、ただおぼろげながら何でああいうことが起きたのかなっていうと、はっきり言って連携不足ですよね。事前にそういう前兆といましようか、ほとんどの事例がもう事前に何らかの前兆がありましたよみたいな、児童相談所にもう何らかの相談もありましたよと。

しかし、結果的にはそういうのがきちんと対応されずに、最終的には幼い命を落とすとかそういう結果じゃなかったのかなと私は認識しております。

今度、子育ての包括支援センターと福祉サイドの家庭総合支援拠点これをなぜ統合するかっていう、国も新たなこども家庭庁をスタートするのに、その辺のところが一番それを迅速にスピーディーに対応して幼い命を救おうと。

だから母子保健の定期的な検診において、何かこの子の体何かおかしいんじゃないと、傷めつけられているんじゃないとかですね。そういうのが発覚したらすぐ、福祉のほうの児童福祉にそういった報告がいつてですね、命をどうするかということが対応できると思うんですよ。

それを、業務を別々にしとってですよ、言い方は変かもしれんけど、検診が終わりましたと、何かあの子ちょっと気になるなあって言いながらもそれを野放しにすると、あれあれっていう間に大事になっていくと。

そういうことも含めてですね、ただ一例ですけど、私はこの子供全体をどうやって救っていくかということが最前面に来なきゃならんと思うんです。

そういうためには、本市もいち早くこども家庭センターを設置して、枕崎からそういう本当に虐待とかヤングケアラーの調査事業も今度から新規事業で出ているじゃないですか、子供の訪問家庭をします。そういうものを含めて、前も言ったひきこもりの問題、いろんな子供たちを取り囲む問題点をですね、こども家庭センターでしっかりと対応していくべきじゃないかということで、まずは取りあえず終わります。

○4番（沖園強） いろいろ今まで審査論議をしてきたんですけど、我々もそのこども家庭センター、連携の取れたその設置に何ら異論はないところです。

実は私、昨日南さつま市のふれあいかせだのこども未来課に行ってきました。その統括されたそういう保健師も相談員も入っている、もう実質的なこども家庭センターですよ、あの運営状況は。全部話も聞いてきました。保健師とも話をしてきました。連携が取れています。その事務所のスペースは幾らですか。

○健康課長（西村祐一） 150平米強だと思います。

○4番（沖園強） 152.95平米だったですよ。

その中に今度新たにオープンの相談室を設けてありました。補助事業でしたんでしょね。

このふれあいかせだには、枕崎市立病院みたいな検査室、予診室そういったものを兼ね備えて

おって、2階は福祉協議会。

本市の健康センターですか、何で市立病院もカンガルーのポッケもあるのに、何でこんな動きになってきたのかなと非常に不思議でなりませんでした。

そのスタッフはセンター長含めてですよ、勤めている事務所といえいいんですか、相談窓口を含めてですよ、相談室も含めて152.130平米ぐらい。

私はその辺がどうしても理解ができない。市立病院はあそこにある、また健康センターも併設している。使いようはいかようにもあるがね、あれ1,000平米あるんでしょう。何でそこまで固執するのか分からない。

そしてあそこの中には連携が取れているから、保健師を含めた全職員が入っておって相談員を含めて、そして管理者も含めて入っておって30名やったですよ、職員は。

皆さん方のこの計画を見ればどうしても理解ができない。やろうと思えばできる。

だから、今まで公共施設等の管理計画等も、時系列的に追えば検討していなかったはずがない。だってこの拠点施設は、令和4年度までの努力義務だったんでしょう、どっちかという。令和4年度末まで3月までですよ。そこは指摘しておきます。

○健康課長（西村祐一） ただいま御指摘いただきました件ですが、南さつま市の事務所スペースは150平米強ということで、多分行かれたのであればお分かりかと思うんですが、相談室も屋内にも事務所スペースの相談室を撤去して、もともと更衣室があったところをまた相談室に変えていると思うんですが、それを含めて相談室が3つぐらいあり、それに加えて先ほど委員がおっしゃいました検査室とか予診室とかそういったものを含めまして、全体的な平米数はちょっと把握していないんですが、結構スペースの広いところで、拠点を南さつま市は整備されているかと思えます。

それとあと今市立病院の隣にあるんですが、検診等については、どうしても市立病院の医師だけではなく医師会を通して医師の派遣をいただいておりますので、必ず市立病院の医師が来るかといえばそういうことでもございません。

そういったことから考えれば、市内の中心の位置にある現在の医療施設跡というのは適しているのではないのかなとは考えているところでございます。

○4番（沖園強） 何かこう皆さんの答弁を聞いていると、むなしいんですよ。

計画的にやってきたと思いますよ、年度末までに拠点施設を造らな済まんという一つの目標を掲げてやってきたと思うんですよ。

ずっと聞いとけば、この庁舎内にそういう相談室とかそういったスペースがないという話まで出てくる。総合振興計画を上位計画としたいろんな計画、ここまで練り上げているのに、検討してこなかったはずがないんですよ、道理的に。降って湧いた話にただ飛びついただけですがね、ほら。

もうこれ以上論議しても始まんから堂々巡りでしょ。

○5番（禰占通男） 議員も、こども家庭センター、これの設置には皆さん反対しないと思いますよ、私もしません。

ただ、今ある既存の本市の施設の有効利用というのはどこにいったのっていうそれが気にかかっているんですよ。そこでやって駄目なら、その今回提案されているそういう施設も必要だと思いますよ。

先ほど4番委員が言ったような南さつま市の延べ面積、私が昨日言ったと思ったけど、妙見の施設であっても倍以上ありますよ、簡単に言ったら。ただ補助金に適すか、そぐわないかだけのことでしょ。

それから今日も朝起きてから考えているんだけど、ほんなら妙見センターはどうなのかと。あそこは農政課が使って、農業委員会が使って、それで猟友会が使ってあとはあまり使っていない

ですよ。あっちの多目的、体育館等はいろいろ使っている。けど後はもう避難所になって何回か使うか、後はあっちの奥の調理室を使うぐらいだと思いますよね。

本当に市の施設はいっぱいありますよ。だから私はそれをするのであれば、どっか片づけるように提案してほしいって最初から言っているんですけど、どうなんですか。求めるんだったらもうどっか整理してくださいよ。

○副市長（本田親行） 昨年の12月から今回続けて予算をお願いしているわけですが、降って湧いたような唐突などということではなくて、4番委員がおっしゃるように、これまでも市も子育て包括支援センターと子ども家庭総合支援の拠点が一緒になって運営できないかということは検討してきており、答弁もしてきておりますが、具体的に2か所の場所も検討してきましたが、やっぱりそれぞれ課題があったということで、妙見センター等の各公共施設の有効活用というところもあるんですが、それぞれ利用目的に応じて利用もなされておりますので、現状の公共施設の中では保健師等の専門職が集まって、業務の効率化を図っていくということは困難な状況ということで判断しております。

ハードありきということではないんですが、そういうハードの整備が足りないことによって子ども家庭総合支援センター拠点につきましても、その業務については福祉課が担っておりますが、相談施設等のハード的な部分が不足しており、拠点施設とみなされないことから、歳入も受けられないと。そういう整備することによって、歳入確保という点にも資していくものと考えております。

○4番（沖園強） 根底には、我々、5番委員からも出たんですけど、施設が増えれば増えるほど維持管理が発生していく。

そういった行財政改革、屋上屋を架さないようにいろんな計画が策定されてきたと。その計画そのものをほごにするようなことになったのは、それはもう7月に医療機関との調整が不調に終わったから市のほうに振られてきてそれからの話ですがね。その以前までは、ある公共施設そしてどういった活用方法がいいのかということで、いろいろ検討されてきたと思いますよ。

ですから、第2期の子ども・子育て支援計画では、全て事務所からいろいろこうサポートされていく、いろんな民間の施設そのものは足りていますという計画までずっと出来上がっているわけですよ、将来にわたって。

そういうものを、いろんなそういう道理的な経緯、そういったものを考えた場合に、どうしても私には理解できない。ほかの委員は知らないですよ。もうちょっと、もうちょっとですね、まともな答弁をしてほしい、ただ後づけの答弁にしか聞こえないですよ。

○副市長（本田親行） 医療施設の跡地については、市内の別な医療機関との交渉が不調に終わったから検討を始めたわけでもなくて、その有効活用もできないかということを検討してりましたが、市内の医療機関が手を挙げているということで、一旦は諦めざるを得なかったという状況でございますので、このことについては答弁もいたしておりますので、不調に終わったからその検討を始めたということではないということは御理解いただきたいと思います。

○建設課長（松田誠） 建設課から12月議会でも答弁しましたが、今回5年度当初予算で取得費をお願いしているところでございます。

12月補正で委託費を211万2,000円落としまして、それが再復活したわけですが、まず211万2,000円の委託費につきましても、現在あります健康促進係の母子保健、成人保健庶務担当のこの現行業務を行うために必要な、手狭であった事務所の改造、それに伴う玄関周りの改造及び大会議室の相談室の確保、トイレのバリアフリー工事で、これが4,500万という答弁しております。この中には、今議題になっていきます、保健センターとか子ども家庭センターの業務を補う委託費ではございませんでした。

先日の4番委員からも、取得ありきでの上程だという話もありましたが、現在の健康センター

にどうやったらスペースを確保できるかこれは検討しております。

現在の保健センターの業務を行う4,500万のほかに、増築案としまして、玄関前に鉄骨造りでございますが、健康課としましては、事務所が90平米ほど足りないということで90平米の増築をした場合、あと大会議室に相談室等を設けるといので、6,960万円の試算をしております。

第2案としまして、大会議室改修としまして、当然現在ある健康センターの事務所の改造を行った上で、大広間の畳の部屋、ここに事務所の90平米をもってくるというような案を試算しております。これにつきましても3,360万程度かかるということになります。

この案としまして、増築A案につきましては、玄関前の駐車スペースが完全に潰れるということで、これもいかがなものかという意見もありまして、2番目の大会議室への避難所兼相談室とか事務所を移転した場合に避難所兼相談室として108平米しか残らないという試算となっております。

こうなった場合に、現在避難所施設として使われている広間として、これでは不足するという意見がありまして、病院跡地の取得をお願いしているところでございます。

○7番(吉松幸夫) 1つお聞きしたいんですけども、南さつま市で統合した課が、今行われているということで、私が一番知りたいのは、業務としてはスムーズにしているかと思うんですが、市民の皆さんからの評価といいますか、ここが1つとなりどうだったという評価がありましたら教えてください。

○健康課長(西村祐一) 申し訳ございません、南さつま市に市民の声がどういったのがあるのかというような確認はしておりません。

○4番(沖園強) その点については、非常に事業効果が上がっていると、そういう評価でした、職員は。

当然本市の場合も、そういった事業効果というものを求めて設置しなきゃいけないということは理解しております。事務事業といえいいのかな、こういう保健師とか相談員とかで連携を取って、そのサポート体制をいろんなそれぞれの町が持っている施設に案内され、児童相談所につないだり、そういう拠点施設なんですけどね。

事業の中身は理解しているつもりです。ただもう先ほどから何回も言うように、本市の行財政改革、有効利用そういった部分で理解できないところがあるということだけ申し上げておきます。

○議長(永野慶一郎) すみません、私のほうで2点ほどちょっとお聞きしたいと思います。

予算書の総務費の51ページ、52ページにJRの指宿枕崎線関係の予算が載っておりますが、今年指宿枕崎線が全線開通して、ちょうど60年を迎える記念すべき年だと思うんですが、予算書を見る限り本市として、何か記念事業をやるような予算がないような気がするんですが、何か検討されているんですか。

○企画調整課企画調整係長(山神修一) 来年度、指宿枕崎線が全線開通してから60年に当たります。これに関しましては、企画サイドでは特に予定はしておりませんが、南湊館の事業としては、果ての鉄道展ということで企画をしているところでございます。

○議長(永野慶一郎) 民間の方たちの活動の中で、記念の事業をしようかなってという動きがあるっていう、私ちょっと話を聞きに行って、そういったことを聞いているんですけど、もしそういうのがあればぜひ行政としても協力をしていただけたらと思います。何か聞いていますか。

○企画調整課企画調整係長(山神修一) 特に聞いてはおりません。

○議長(永野慶一郎) あと一点、衛生費のところ、おととい、ごみ処理施設の中継施設の事業の概要の資料をいただいたんですが、新たに中継施設ができたときに、可燃ごみとかの持込みができないということでしたよね。

金峰へということだったと思うんですが、集落で今違反ごみがあるんですよ。収集車が持っていけないごみがあって、うちの集落は役員が定期的にとまったときに、内鍋に持っていっている

んですけど、ほかの集落でも公民館の役員がそうやっていると聞いたこともあるんですけど、そういったごみの持込みもできなくなるっていうことですかね。

○市民生活課参事（松田勇一） 集積場に出された違反ごみにつきましては、対応は考えていないといけないということになりますので、中継施設に持ち込むのか、またそれ以外の対応で新クリーンセンターに直接運ぶのかという検討をしてみたいと思います。

○議長（永野慶一郎） うちだけの集落じゃなくて結構違反ごみの対応に苦慮されているっていう話を聞くので、これはこの中継施設で引き取ってくれないとなれば、多分すごい混乱が起きるかなと思います。もちろん集落の中でも、ごみの分別をしっかりとしましょうというような、公民館便りであるとか載せて流しているんですけど、なかなか、どこの集落もだと思んですけど、100%完璧なところはないと思うんですよ。なのでそういった点もしっかりとどうするか、対応をお願いしたいのと、可燃ごみのことなんですけど、市内の一斉清掃ですか、7月と12月のときに草木を持ち込んだりしていますけども。あと個人の家で草木、そういったのは持込みは可能になるんですか。最後にそこだけ教えてください。

○市民生活課参事（松田勇一） まず、先ほどの違反ごみの件ですけれども、やはりここについては個人の家から出されるごみということですので、違反ごみがないような啓発、そこをしっかりと図って、集積場には正しいごみが出されるような形で広報、啓発を努めてまいります。

それとあと美化活動、それから個人の家から出された草木につきましては、粗大ごみという位置づけで中継施設で受け入れられるように考えているところでございます。

○税務課長（鮫島眞一） 先ほど9番委員から質問がありまして、回答を保留しておりました地方消費税交付金の中で、従業者数についてお答えいたします。

この従業者数につきましては、経済センサス活動調査に基づく人数になっております。この調査が5年前に行われておりまして、前回の数値を使っている部分が27年度になりまして、その人数が1万0,570名になっております。

○2番（眞茅弘美） 予算書の57ページなんですけども、初めて出てくるかと思うんですが、地方税法第48条と相互併任に係る基幹系ネットワーク構築作業、こちらの説明をお願いします。

○税務課長（鮫島眞一） この地方税法第48条と相互併任に係る基幹系ネットワーク構築作業について御説明いたします。

まず、基幹系ネットワーク構築作業の部分につきましては、新年度に新たに県が南薩地域振興局県税課に設置を予定しております特別滞納整理班において使用する本市基幹系税滞納管理システムの運用に必要な基幹系ネットワークを、本市と南薩地域振興局との間に構築する費用となっております。

前段の地方税法第48条と相互併任の部分について御説明をいたします。

地方税法第48条は、個人の道府県民税に係る徴収及び滞納処分の特例について規定をしている条項となっております。

通常、個人県民税は、市町村民税と併せて、市町村で個人住民税として徴収を行っておりますが、この特例により、県において徴収及び滞納処分を行うことが可能となっております。

今回、滞納事案のうち、徴収に困難を要しているものや徴収効率が低いものを地方税法第48条により県へ一定期間引き継ぎ、徴収の強化を図ることにより、税負担の公平化を図ろうとするものでございます。

県の税務当局におきましても、個人住民税等の徴収強化に取り組むため、平成19年度以降、特別滞納整理班を各振興局内に年次的に設置し、市町村と連携した取組で個人住民税等の徴収確保や市町村職員の徴収技術の向上に取り組んでいるところでございます。

以上のことで基幹系ネットワーク構築の作業の予算を計上させてもらったところになります。

○2番（眞茅弘美） ということは、今後、県の職員のほうで徴収するということでしょうか。

○**税務課長（鮫島眞一）** 委員のおっしゃるとおりで、県の徴税吏員は、相互併任を行うことにより、本市の身分で滞納整理を実施することとなります。同様に、本市職員も鹿児島県の徴税吏員として併任を受け、県の職員と併せて滞納整理業務に従事することとなります。期間としましては1年以内と法律で決まっておりますので、1年間を予定しております。

市の職員の増員や県への市職員の派遣等の計画はございません。

○**2番（眞茅弘美）** ということは、市の職員と一緒に徴収するってということでしょうか。

○**税務課長（鮫島眞一）** 県の職員が、県のほうに滞納者の徴収の部分を引き継ぐこととなりますので、県の南薩地域振興局に設置される特別滞納整理班が中心となって、市の職員も一緒に連携をして、徴収に取り組むということになります。

○**2番（眞茅弘美）** そういう内容は、市民への周知はどうされるんですか。

○**税務課長（鮫島眞一）** まずは、滞納をされている方に対しては、県に徴収が移管されるということをお知らせをしていきたいと考えております。

全員部分が全て県のほうに移管されるのではなくて、先ほど申し上げました徴収に困難を要しているものや、徴収効率が低い案件を県と協議してその部分を移すという形になってまいりますので、今後、県に移る事案なのかどうなのかは、県と協議の上になります。

○**5番（禰占通男）** このごみ処理中継施設等の設備についてちょっと確認なんですけど。

今まではリサイクルのストックヤードとかは片壁しかなかったですね。西側が壁で正面はほとんどオープンということですね。今後、新設するストックヤードですね。家庭系収集資源ごみの新設、建屋で処理するちゅうことなんだけど、この建屋というのは、労働環境といえはいいか、そういう建物になるんですか。

○**市民生活課参事（松田勇一）** スtockヤードの建設につきましては、壁が四方、出入口についてはシャッターなり扉がついてという施設となっております。

○**5番（禰占通男）** 冬とか夏場の労働環境というのは、それに対する空調設備とかは含まれていないんですか。

○**市民生活課参事（松田勇一）** 現在の計画の中では、空調のところは入っておりませんが、そういう夏場の作業、そういうのも考慮しながら、新年度で実施設計を行ってまいりますので、その中で対応してまいりたいと思います。

○**5番（禰占通男）** 現在使われているリサイクルする施設、あそこができた頃、女性の方も仕事を求めてきたみたいだけど。そのときの責任者から聞いたんだけど、すぐ辞めさせてもらいますと。結局、あれ見たら劣悪ですね。

だから、今からはもう結局、どんないい仕事をして、やっぱり労働環境を整備してやらなければ駄目じゃないですか。なぜかという、リサイクルしてもうけた分はそっちで使うようにもしたらどうですか。リサイクル品を売却した利益を還元できるようなこと。私はそれが一番いいと思うんですよ。だから、今から計画ですので、その辺を考えてほしい。もうこれは要望なんですけど。

あと一点ですね、1点ちゅうか2点になるかしらんけど、この粗大ごみをストックして中継運搬するということですね。この破砕機なんかどうするんですか。でかいものを何かで潰して、それをトラック運送するのか。ちゃんとチップとかに破砕して効率を上げるのか、その点はどうか。

○**市民生活課参事（松田勇一）** 廃棄物の運搬中継施設につきましては、粗大ごみの持込みができる施設ということで、整備を計画しているところでございます。

その中で、粗大ごみにつきましては、軽微な解体という考えでいるところでございますけども、重機を使った解体はやっていこうかということで、一応、考えているところでございます。

○**5番（禰占通男）** 段ボールを梱包するとき、リサイクル品の段ボール、紙類、圧縮機で1メ

一トール50から2メートルぐらいの塊にして、番線の6ミリか8ミリのやつで荷造りする。

そこまでせんでもいいけど、そういうやつで圧縮して、やはり運搬するとか、できればこれはチップにして、バイオマス発電所でも使ってもらったほうが私はいいと思うんです、実際ですね。ただ金属が入っていると、使えないですよ、あっちではね。後で処分が困るから。そういうのも何か考えられたらなと思います。

それともう一点、生ごみですよ。それを今から運搬するというと、向こうに払う分も重量でしょう、最終的には。そしたら、水分をどうするか。何かその対策はあるんですか。昨日も6番委員からも生ごみに対しての意見も出ていたんですけど。

○市民生活課参事（松田勇一） 生ごみにつきましては、月曜日の質問の中でもお答えしていますけれども、家庭で減量しやすい品目ということで、各家庭でそういう水切り、もしくは可燃ごみに入れずに各家庭で電気生ごみ処理機で処理する、もしくはコンポストで堆肥化する。

そういう形で、各家庭でごみ減量に取り組んでいただきたいということで考えているところです。

生ごみを特別にまた処理するということになりますと、そこにまた経費がかかってきます。

さらには、市民に分別までお願いをしないとイケないということになりますので、今現在では、生ごみにつきましては、各家庭で減量しやすい品目ということで、自家処理で減量をお願いしたいと思っているところでございます。

○5番（禰占通男） 一番いいのは、今担当課が言ったように、生ごみ砕石でおがくずとかぬかとか混ぜて家庭菜園ぐらいの堆肥にできれば、相当な減量になるんだけど、そういったぬかとか、木くずちゅうか、おがくずだけど、そういうのを確保して配るとか、そういう構想も検討してもらいたいと私はそう思っているんですよ。要望しときます。もう総括ですから。

○副市長（本田親行） ごみ処理関係経費につきましては、新クリーンセンターができるということで、その部分でもこれまで以上の経費が見込まれております。

市民の利便性の低下を招かないように中間処理施設の建設もお願いしているところですけども、運営につきましては、ごみ処理経費が極端に増大しないような形も含めて、ごみ処理の有効活用等も含めまして、今後具体的に検討してまいりたいと考えております。

○4番（沖園強） 総括ということで、当局に評価というかお礼を申し上げたいと思うんですけど、ふるさと応援基金の活用事業について、以前、経常経費を応援基金で当て込んで充当しているんじゃないかと。それで財政規律、プライマリーバランスが見にくいよということで指摘したら、今回何点か見直してくれてよかったなあと思っているんですけど、ちょっと確認のため申し上げます。

総務費の電算費、それと土木費の下水道補助金の基準内繰入れ、市営住宅の管理費、ヘリポート管理運営委託、教育費のサン・フレッシュ枕崎の管理委託、指定管理者関係があるんですけど、体育施設の管理委託、これらを見直してくれたんだなあと思っているんですが、そういう確認でよろしいでしょうか。

○財政課長（籠原正二） ふるさと応援基金の活用につきましては、それぞれ寄附者の使途の希望に応じて充当していると、これまで行ってきたところでございます。

昨年度の当初予算時における充当額が13億2,120万円ですけども、本年度12億4,240万円と8,000万円ほど減額してございます。

このふるさと応援基金の充当の考え方につきましては、それぞれ政策分野における事業につきまして、その目的に合致した事業に対して充当しているということになります。

委員から、去年の予算委員会であるとか決算委員会であるとか、経常的な色が強いものについては御指摘をいただいたとこちらは認識しておりますが、基本的には、こちらの考えといたしまして、充当の総額をどの程度にしていこうかというものを考えてまいります。

もちろん活用できる事業、そしてそのふるさと応援基金を活用して、これができるとってやる事業ですね、政策色の濃い事業となります。それらも含めて、どれぐらいにしていこうかと考えていく中で、今年度につきましては、令和4年度のふるさと応援寄附の状況がございました。寄附額が減少していますが、ふるさと応援基金につきましては、未永く政策経費に活用してまいりたいと考えてございますので、今年度につきましては火之神地区の環境整備ということで、建物解体事業について1億5,000万という大きな充当はございましたけれども、それでも抑えたということになります。

考え方といたしまして、委員がおっしゃった経費の中の多くが公共施設の老朽化対策ということでこれまで整理していた事業について、昨年度に比べて1億程度減少させております。今年度はそういう考え方の基に行った結果となっております。

○4番（沖園強） 結局、基本的に財政規律という部分で自主財源で幾ら経常経費が賄われていくかというようなそういったバランス感覚が必要なんだろうからね。やはりその辺は留意していただきたいなと、そして見直してくれたんだなと思っております。

ちょっと気になるのは、学校給食センター管理費が先ほど交付税対象の基準財政需要額で3,370万程度ですかね。ということで今回も管理運営費が充当されているようですので、その辺はやっぱり検討しながら運用されたほうがいいのかなと思っております。

○財政課長（笹原正二） 給食センター管理費に充当した理由といたしまして、今回システムリース、新たにこれは市民の利便性に資するものであるということで充当いたしました。

それと、備品を購入するということで、いわゆる決算統計上臨時的な経費に当たっていくものと考えております。経常収支比率には影響しない部分だろうかと思っております。そのような考えの基に充当してございます。

○14番（吉嶺周作） 令和4年度は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金がですね、令和2年度は約5億、令和3年度が2億1,000万、令和4年度が3億7,000万程度交付されているんですけど、今年の5月8日、2類から5類に移行した場合に見込みとしてですよ、令和5年度は地方創生臨時交付金は幾らぐらいになる予定なんですか。

○企画調整課長（田代勝義） 臨時交付金につきましては、これまで国の補正とか予備費で、例年1月とか2月ぐらいに配分通知がありまして、それを当初予算や6月補正に交付金事業を盛り込んでおりましたが、今年につきましては、配分や配分予定もありませんで、また今後配分されるかどうかとの通知等も来ていない状況です。

○14番（吉嶺周作） ふるさと納税がですね、令和3年度が寄附額が約10万件の34億、令和4年度が約6万件の17億になって半減するんですけど。

○委員長（中原重信） 14番委員、先ほどこの件についても答弁があったと思うんですけど。

○14番（吉嶺周作） 何の答弁ですか。

○委員長（中原重信） その納付額について、ふるさと応援基金について。

○14番（吉嶺周作） いや、まだ質問を今するところなんですけど。

○委員長（中原重信） 重複していますから注意しているところです。重複しているから。

○14番（吉嶺周作） いや、していないですよ。だって質問を聞いていないじゃないですか、最後まで。

ふるさと納税が半減したんですけど、このあらましで見たらですよ、その3分の1ぐらいがふるさと納税の活用をしているんですよ。それは、市債で補っているということなんですかね。令和5年度の市債が昨年度より倍になっているわけですよ。12億円ほど市債を増やしているわけですよ、予算で。それで、6年連続、それと過去最高の予算を今叩き出しているんですけど、借金を増やしてそこまで持っていったちゅう捉え方でいいんですか。

○財政課長（笹原正二） 市債が増えた要因といいますのが、先ほど6番委員の御質疑でお答え

いたしました新クリーンセンターに係る借入れが14億4,000万円程度あるということで御説明いたしました。予算規模が大きくなった理由が市債が増えた理由になります。

ふるさと応援基金の活用につきましては、先ほど4番委員の御質疑に答えましたとおり、去年が13億当初で取崩しの予算を立てておりまして、今年度中12億4,000万円、大体8,000万円程度減少をいたしておりますけれども、そこまで大きくは額的には変わっていないところであります。

御質疑の中で、寄附額が4年度に減少したけれども、ふるさと応援基金からの充当が変わっていないということとか、そういうものでどうやってカバーするのかという御質疑なのかなとは思いますが、基本的には基金に今積んでいるものから繰り入れる形になります。

今の見込みでいきますと、ふるさと応援基金の積立てが、現在のところ4年度末残高見込みを35億と見込んでおりますが、若干、これより減少する可能性もございます。これを今回12億4,200万円取崩しをしているということになります。

5年度に積み立てる見込みが、予算上12億円程度積むということになりますが、この6年度以降につきましても、寄附の状況によりましてこの基金の活用の在り方につきましては、検討していかないといけない中で、政策的な経費というものも寄附額に応じたものも反映させていかなければならないものと考えております。

○委員長（中原重信） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

○4番（沖園強） 休憩をお願いいたします。

○委員長（中原重信） ここで暫時休憩いたします。

午後3時44分 休憩

午後3時44分 再開

○委員長（中原重信） 再開いたします。

ただいま沖園委員から休憩という動議が出されましたが、休憩の動議について、挙手により採決いたします。

本動議に賛成の方の挙手を求めます。

（「休憩の理由は何ですか。休憩に賛成か反対かって言ったって、理由が分からんと判断のしようがないですよ。休憩の理由ですよ。休憩の理由を言ってください。判断できないがね」と言う者あり）

○4番（沖園強） 当初予算の令和5年度の一般会計当初予算の衛生費中保健衛生費、保健衛生総務費の公有財産購入費7,000万、委託料の設計調査業務委託料440万を削除する修正をお願いしたくて休憩をお願い申し上げます。

○委員長（中原重信） 休憩の動議について、挙手により採決いたします。

本動議に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（中原重信） 挙手多数です。

よって、本動議は可決されました。

沖園委員、時間はどれぐらい必要ですか。——それでは4時45分まで休憩いたします。

午後3時46分 休憩

午後4時44分 再開

○委員長（中原重信） 再開いたします。

提出者に、沖園委員、禰占委員、上迫委員、賛成者に眞茅委員、豊留委員、下竹委員、清水委員、吉嶺委員から御手元に配付のとおり修正案が提出されました。

この修正案を直ちに議題といたします。

沖園委員に提案理由の説明を求めます。

○4番（沖園強） 先ほども申し上げましたが、議案第7号令和5年度枕崎市一般会計当初予算の衛生費中、保健衛生費、保健衛生総務費の公有財産購入費7,000万円、委託料の調査設計等委託料440万円を削除する修正案について申し上げます。

この件については、さきの12月議会において、令和4年度当初予算で議決されていた既存施設の老人福祉センターの大規模改修工事設計業務委託費を皆減し、新たに保健センターとして活用する民間医療施設跡地を取得する議案が唐突に提案されました。

議会は、経緯の時系列的なプロセスが不明瞭であり、枕崎市第6次総合振興計画を上位計画とした当初予算との整合性がなく、行財政改革に逆行していることなどを強く指摘した上で、皆減された老人福祉センターの大規模改修工事設計業務委託費を復元し、民間の医療施設跡地の取得事業費を削除する12月補正予算の修正案を絶対多数の下に可決したのであります。

このような経緯にもかかわらず、令和4年度予算における今回の3月補正では、12月議会で修正可決され復元した現在の老人福祉センターの大規模改修工事設計業務委託事業は、令和5年度への事故繰越や事業費の減額もなく、執行されていないことが判明したところで、明らかに議会の議決を無視した意図的な予算編成と言っても過言ではなく、市長の政治姿勢が問われる大きな問題でもあるところです。

また令和5年度の当初予算は、保健センター設置事業として、民間医療施設跡地の土地、家屋の取得と調査設計委託費を計上しており、さきの12月議会で修正可決された議案を僅か3か月後に再提案する議案となっているところでありますが、第2期枕崎市子ども・子育て支援事業計画が策定されたのは令和2年3月であります。

それらに基づいて、令和4年度から令和8年度までの枕崎市地域福祉計画も令和4年3月に策定されているところであります。

その令和2年3月策定の第2期枕崎市子ども・子育て支援事業計画では、事業の提供区域は市内全域を1区域として、施設等の利用支援・援助の必要量は確保できるとした計画となっているところであります。

また、児童福祉法の一部改正によるこども家庭センターの設置の努力義務についての政府の見解は、財政支援や設置目標や職種、資格、配置人員等については、人口規模や職員数など地域の状況を把握した上で、今後検討することになっているところです。

さらに、こども家庭センター長は統括支援員の兼務も可能であり、センター長をトップとして指揮命令系統を確立して、統括支援員を中心とした子ども家庭支援員等や保健師等の各専門職が一体的に支援を行う体制を構築することとしており、児童福祉と母子保健が同一場所でない場合は、それぞれの場所に統括支援員を配置するのは自治体の実情に合わせて可能としており、現在行われている部署の統一までは求めていないところでもあります。

このように厚生労働省が求めているこども家庭センターの設置目的は、子ども・子育て支援の各種事業において、施設等の利用支援や援助の必要量の確保を求めているところで、箱物を求めているのではなく、児童福祉と母子保健における保健師や相談員などの専門職と、センター長・統括支援員との連携による地域資源の発掘や施設等の紹介などのサポート体制の一元化の確立を求めているものと思っております。

すなわち、指揮命令系統体制の確立によるサービスの効率化を求めたもので、決して箱物の整備を求めているものではなく、自治体の事情に即した体制の確立であります。

その目的は、政府が令和4年度末までの設置目標としてきた子ども家庭総合支援拠点が令和6年度からのこども家庭センターに置き換わるものであって、これまで、令和2年3月に策定した第2期子ども・子育て支援事業計画に基づき、総合振興計画など10か年計画の下期見直しの時期に当たる令和3年から令和4年にかけて、公共施設等総合管理計画や耐震化計画、枕崎市地域福祉計画が見直され、令和4年度末までの努力義務を課されていた子ども家庭総合支援拠点設置

に向けて、令和4年度当初予算で老人福祉センターの大規模改修工事設計業務委託費の予算が計上されたものだと思っていたところではありますが、行政執行の在り方に対する疑念の声が高く、議会として看過できないものがあるのも事実でございます。

私は、昨日、南さつま市の子ども家庭総合支援全般に係る業務を担っている実質的なこども家庭センターともいえる子ども家庭総合支援拠点施設、こども未来課を訪問し、取組の実態を見聞してまいりました。

本市の1.5倍の人口の南さつま市の子ども家庭総合支援拠点は、受付の相談窓口から相談室まで含めた僅か152.95平方メートルの床面積に、保健師・相談員・事務職など、30名足らずの全ての関係職員が収まっており、効率的に事務事業を執務している光景を間近に見学してまいりました。

同じ館には、本市の市立病院に代わる診察・検査室などの健康センターや福祉協議会もあり、機能的な館でもありました。

なぜ、耐震性もある老人福祉センターの調査設計業務委託の予算を削除して、延命化の改修は行わず、市立病院の隣にある床面積1,000平方メートル以上もある平屋建ての老人福祉センターは設置スペースが足りないと言っているのか、理解に苦しむところでございます。

総合振興計画や施政方針までをほごにして、民間医療施設跡地を新たに求める市当局に対するまことしやかな批判の声は当然のことです。

我々は、住民福祉の向上を願う、最少の経費で最大の効果を上げる地方自治法の精神による行政運営を望むものであり、安直な状況変化に惑わされることなく、中長期的な視点に立った行政運営を求めて、保健センター取得事業の予算を削除して、令和5年度当初予算を修正するものですが、詳しくは、今御手元にお配りいたしました修正案を御覧いただきたいと思っております。

まず、予算書の表紙の裏ページに当たる部分ですが、第1条中158億2,700万円を157億5,260万円に改めるものでございます。

そして、予算書2ページをお開きください。

18の繰入金、その部分で基金繰入金、全て今から申し上げる修正箇所は抹消線を掲載してございますので、御覧いただきたいと思っております。

18繰入金を7,000万減額して、14億8,940万1,000円に改めるものでございます。

そのうち款項目の項で2の基金繰入金15億5,940万を7,000万減額して、14億8,940万に改めるものでございます。

3ページをお開きください。

款21、市債、項の1番市債で440万を減額して、24億4,193万1,000円に改めるものでございます。

歳入合計の欄も7,440万を減額いたしまして、157億5,260万に改めるものでございます。

4ページをお開きください。

歳出の款4の衛生費、項1の保健衛生費、7,440万減額して、5億1,228万6,000円に改めるものです。

歳出合計の欄で、同じく7,440万を減額して、157億5,260万に改めるものでございます。

予算書7ページをお開きください。

○9番（立石幸徳） いや、7ページはどこにあるのか分かりませんが、要は言いたいのは、提案理由説明ちゅうより内容説明をされているわけですけどね。

こういう委員会運営上、委員長、しっかりとめり張りをつけた運営をしていただきたいと思うんですよ。

そうでないと、提案理由説明で終わることじゃなくて内容説明まで踏み込んでいますがね。

○4番（沖園強） 当然、懇切丁寧に説明をいたしたいと思っております。

予算書の3表、7ページ、当初予算書です。

○9番（立石幸徳） その内容説明はまた、質疑を受けた形での説明ならまだしも、最初から内容も全部説明してもらったんじゃないですか、進行上。

○4番（沖園強） 提案理由の説明に付随した説明を行っておりますので、予算書7ページの地方債の一部を次のように改めるという第3表ですが、過疎対策事業債の部分で、これを440万減額をいたしております。

限度額は21億9,210万円に改めるものでございます。

予算書10ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書、10ページの総括のところ、歳入の款18と21の部分で、7,000万と440万を減額いたしております。

本年度予算の部分で、当然、比較の部分で前年度との比較分の部分でも、7,000万と440万減額して、抹消線でお示ししてございます。

歳入合計も当然、7,440万減額して本年度予算と比較の欄も修正してございます。

11ページを御覧ください。

歳出の部分で、款4の衛生費の部分で本年度予算額を7,440万減額いたしております、比較の部分も当然そうっております。

その内訳、特定財源の中で、地方債の部分を440万、その他、基金のことです。7,000万です。

歳出合計の部分も当然そういった形になっておりますので御覧いただきたいと思います。

歳入で修正削減された部分で、34ページで款項目ふるさと応援基金繰入金の部分に影響が生まれて、7,000万減額補正をいたしております。

節の部分もそのように7,000万減額となっております。

39ページをお開きください。

款21番の市債の目、2の衛生費の部分で本年度分を440万減額してございます。

影響額をそれぞれ計の部分まで、節の部分まで替えてございます。

説明欄におきましては、保健センター設置事業の分を440万皆減してございます。

次、78ページをお開きください。

款4の衛生費、目1の保健衛生総務費、本年度分を7,440万減額して比較の部分も7,440万減額してございます。

特定財源の部分では地方債を440万、基金の部分を7,000万減額してございます。

節の委託料の部分は説明資料の440万を皆減いたしまして、節の部分の委託料を同じく440万皆減して修正してございます。

合計の欄も同じくそういう修正を行っております。

最後に、164ページをお開きください。

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書の部分で、今まで申し上げてきました部分で、令和5年度の普通債の起債見込みを440万減額してございます、衛生費の部分。

165ページでは、過疎対策事業債の部分を440万減額してございます。

以上、概略、御説明申し上げましたが、提案理由の説明といたします。

○委員長（中原重信） それでは、修正案について審査をお願いいたします。

○9番（立石幸徳） この修正案のですね、出し方、まず今、説明でもって口頭で、例えば7ページが2ページになっていますとか、修正案のページ数と原案のページ数、これは訂正をする必要はないんですか。

○4番（沖園強） 言われている意味がよく分からないんですけど、今、それぞれ説明してきた予算書のページ数は口頭で申し上げました。

今資料として出されたページ番号は資料のページ番号でございますので御理解方をお願い申し上げます。

○9番（立石幸徳） 御理解つたつて、訂正するんだったら、ページ数もしっかりと何ページが何ページになっているってことをきちっと示すべきじゃないですか。

それは資料っちゅうことで間違いとまでは言いませんけどね。

それから先ほど議事進行上言ったけど、提案理由と内容説明をきちっと峻別してくださいよ、分けてくださいよ。

幾つかいろいろ前段でありましたけどね。

まず市長の今度の当初予算への対応について、いろいろ異議を申されていましたが、一昨日のこの予特で、市長出席を求めるべきじゃないかということについて、提案者は反対されたんじゃないですか。

断然矛盾していると思いますよ。

○委員長（中原重信） 9番委員、提案者に質疑をしてください。（「質疑と受け止めません」と言う者あり）

○5番（禰占通男） 今の質疑でですね、最初市長は当初予算をするに当たって、施政方針演説、そして議案説明の中で、今回の保健センターの物件については貴重な施設だということで、求めたいと。

そして目的を持って提案したいと、それだけ明確におっしゃっていますから、私も今回だけは目的を持ってっていうことを信用して、審査を進めたと私自身は思っております。

○9番（立石幸徳） それこそ、私の矛盾しているんじゃないかということに対する答弁ではないんじゃないんですか。

○5番（禰占通男） 昨年から審査して、私も唐突に提出されて、今、4番委員からいろいろ冒頭説明もありました。

そして、私もこの公共施設等管理計画の在り方、また、自分の意見を述べさせて審査も参加してきました。

それでも私は、今の本市の状況から見て、まだ本市のある施設で利活用したほうがよいと判断して、今回、この修正案に賛成した次第です。

○9番（立石幸徳） いや、私は市長への対応を聞いているわけですよ。

自分が修正したのはこうだっちゅう意味じゃないですよ。

市長の対応を問題にされているわけですから、まず市長に出席してもらって、なぜこのような対応になったのかというのを聞くべきじゃないですか。

いやそりゃそうですよ、市長対応を問題にしているわけですから。

○4番（沖園強） 市長対応は今提案理由の説明でも申し上げましたとおり、また、初日本会議の質疑でも申し上げましたとおり、12月議会の審査でも申し上げましたとおり、市長の見解そのものは施政方針等でも十二分に分かっておりますので、それは市長をここに招致して審査を深めたいという委員もおられるでしょう。

だけど必要でないという委員会の決定が下っております。

何も矛盾したところは一切ございません。

○9番（立石幸徳） 聞きたい議員もおられるでしょうと言われてもな、それを議会審査ですよ、あなたが聞きたいだろうけど、それは聞くことは許さないみたいですね、まさに横暴極まる対応だと思いますよ。

それはそれで、初日本会議でも質疑があったつたつたつて、質疑をしたのは1議員だけですよ。

それはどういうやり取りだったのか、資料も全く施政方針と同じのを出した。それは事実ですよ。

私の聞いていることに答えてくださいよ。提案をされた方々に質問をしているんですから。

それからまずこの今回の保健センターで、国は箱物を求めているんじゃないという提案理由ですけれども、要するに国としては、包括支援センター、子育てのですね、それから子育ての総合支援、これを同一の場所でやるのが望ましいんだということでもしっかりとここに明記されていますよ。

それは国が出されている令和4年の法律第66号の概要ですね。

そういうことからいくと、箱物を求めているっていうんじゃなくて、同じ場所でする業務、そういうスペースといいましょうか、そういう場所でやったほうが子育てについては効果的でもあるし、あるべき姿なんだということなんですけど、箱物を求めているっちゃうのはどういう意味なのかもう少し詳しく教えてください。

○4番(沖園強) 今までの審査の過程で、その辺は十二分に申し上げているつもりでありまして、効率のよい連携の取れる体制は既存の施設でも取れるんじゃないかというようなことは、いろんな委員の皆さんからも出ております。

今質問者が言われている質疑は、非常にひねくれた考えだと思う。

もう今まで出た意見で明らかになっているじゃないの。

○9番(立石幸徳) 審査の過程で、当局がこの場所については、非常に現場では苦慮、困っている状況を説明されたと思いますよ。

例えば福祉課が子ども家庭課からの文書を健康センターのほうに持ち寄ったりとか、現在でも健康課は本庁と健康センターを何回か行き来しているっていう、そういうことじゃないですか。

それを、委員が言ってきたじゃないかじゃなくて、行政当局がどうなっているのかというのをただしたいわけですよ。

○4番(沖園強) 何を言わんとするか全然理解できないんですけど、今までの審査の中で、その連携の取れた体制づくりは必要だという観点から既存施設の利活用を考えるべきだと。

そして今までの総合振興計画を上位計画とした様々な計画と整合性が取れないんじゃないかということは、しきりに質疑の中でも、また当局のほうにも指摘をしてきた委員会審査ではなかったらうかなと思っております。

それを、今のこの時点で質疑の中で問われても答えようもございません。

○9番(立石幸徳) 委員長、私が聞くのを委員長のほうできちっと整理してくださいよ。

でないよ、堂々巡りになっていきますよ。

それが委員長の権限ですからね、はっきり申し上げて、つまり何を質問者が聞いて、それにどういう形で答えたかっちゃうのが明確になっていかんと、やり取りしているだけの話にすぎませんよ。

つまり、当局はさっきから言うように箱物を求めているっちゃうことじゃなくて、このこども家庭センターにおいてですね、今、大きく2つ、健康課サイドの子育て包括支援センターと福祉サイドの全体的な今まで枕崎には設置されていないということですけど、その相談業務を同一の場所で今後やっていくんだという、そのことについてですよ、箱物を求めているっていうことじゃない。

きちっとした当局なりの考え、目的があって対応していると私は思っていますからお尋ねしているわけですよ。

○4番(沖園強) 厚生労働省と各市町村から出てきたQ&Aでも紹介されているんですけど、決してそういった箱物を求めているんじゃなくて、自治体の実情に合わせた対応をしてくださいということになっておりまして、その部分では、決して箱物を求めていないんじゃないのというようなことじゃないんですか。

○9番(立石幸徳) 提案理由を言われた方がですね、ないんじゃないんですかって言われても、

私も次の質問をやりようがないんですけれどもね。

それから健康センター、老人福祉センターの既定予算といいたいまいしょうか、これについては、なぜそれを執行をされないんだという提案理由の中で言われていると思いましたが、この執行権というものに、議会がですね、どこまで踏み込めるのか。

この点についてはどういうふうな提案者は考えを持っているんですか。

○4番（沖園強） 今の質疑応答でも議会制民主主義というものを非常にほごにしたような質疑になっていると思うんですけど、議会としては、12月議会で補正予算を修正した補正予算を可決したと、それを3月補正で明許繰越もない、事故繰越もない、減額補正でもない、スルーしているんじゃないかという指摘は初日本会議でも指摘しておきました。

そして委員会審査でも指摘いたしました。

議会の議決そのものが一番、議会制民主主義の中では重いものであると、当局が提案したものを議会が議決した。執行すべきであろうというのは当然のことだと思います。

○9番（立石幸徳） もちろん議決っていうのは重いものだし、当然尊重されなければならないと思いますよ。

ただ、いろんな状況、万やむを得ない、あるいは委員会審査でも言いましたけど、電力会社でも見送った。

それからですね、議会議決については、首長のほうは地方自治法第176条で再議ができるんですね。

これはかつて本市でもですよ、市町村合併の対応について再議が起きましたよ。

つまり議会が議決したことをもう一回協議をやり直せるということは、法律できちっと保障しているわけですよ。

ですから、前段で言ったように議決は尊重されなければならないけど、長としては、いろいろなことを考えた挙げ句ですよ、自治法第176条で再議ができるようになっているんです。

その点についてはどういう見解を持っているんですかね。

○4番（沖園強） 執行権の中に再議ができないとは言っておりません。

あるいは、例えば当初予算が議会議決を得られなかったと、そういった場合に市長の執行権の中に解散も選択肢の中にあると、議会解散を求めることもあると、それは重々議員として32年間この天井を見つめてきました。その32年間の結論でございます。

○9番（立石幸徳） 再議ができるっちゅうことを認めるっちゅうことであれば、議会議決が絶対的なものであるというものとは食い違ってくるんじゃないですか。

○4番（沖園強） 再議にかけていないんじゃないですか。

○9番（立石幸徳） かけていないとか何とかちゅうんじゃないで、そういうことも長の判断、長のほうの権限として与えられているっちゅうことですよ。

○委員長（中原重信） 論点が少しづれてきているので、修正に対して質疑をお願いします。

○4番（沖園強） 個人差があるんでしょうけど、受け止め方もあるんでしょうけど、議会議決を無視した形になっていると、事故繰越もない、そして減額補正もない、ましてや令和5年度の当初予算に顔出しもしていない、採用してないっちゅうことですよ。以上。

○委員長（中原重信） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で審査を終了いたします。

これから採決いたします。

まず、議案第7号に対する修正案について、挙手により採決いたします。

議案第7号に対する修正について、賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（中原重信） 挙手多数であります。

よって、議案第7号に対する修正案は、可決すべきものと決定いたしました。

次に、ただいまの修正部分を除くその他の部分について、原案のとおり可決すべきものとする
ことに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（中原重信） 挙手多数であります。

よって、ただいまの修正部分を除くその他の部分については、原案のとおり、可決すべきもの
と決定いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後5時12分 散会